

令和 2 年度

甘楽町公共下水道事業地方公営企業法適用

基本計画書

令和 3 年 2 月

群馬県 甘楽町

- 目次 -

第 1 章 総論	1-1
1-1 はじめに	1-1
1-2 地方公営企業法の適用の利点.....	1-2
第 2 章 基礎調査	2-1
2-1 下水道事業の概要	2-1
2-2 下水道事業の取組	2-10
2-3 下水道事業の経営の現状	2-20
2-3-1 投資・維持管理の状況	2-20
2-3-2 経営の状況.....	2-23
第 3 章 法適用の基本方針検討	3-1
3-1 官公庁会計と公営企業会計の比較	3-1
3-2 公営企業会計において作成する財務諸表	3-5
3-3 法適用対象事業の検討	3-9
3-4 適用範囲の検討	3-10
3-4-1 全部適用・一部適用の相違点.....	3-10
3-4-2 管理者の設置方針	3-12
3-5 法適用時期及びスケジュール.....	3-13
第 4 章 資産の基礎調査	4-1
4-1 固定資産について	4-1
4-1-1 資産とは	4-1
4-1-2 資産の分類.....	4-1
4-2 下水道における固定資産	4-3
4-3 固定資産の登録単位	4-5
4-4 既存資料の状況把握	4-6
4-4-1 資産関連資料の収集	4-6
4-4-2 本町の下水道事業における資産資料	4-7

第 5 章 資産調査方針	5-1
5-1 固定資産台帳整備に関する整備手法.....	5-1
5-2 資産調査の課題の抽出及び対策.....	5-3
5-3 資産調査方針.....	5-6
5-3-1 調査基本方針の策定.....	5-7
5-3-2 決算書の整理.....	5-8
5-3-3 資産関連資料の収集.....	5-13
5-3-4 工事関連情報の整理.....	5-14
5-3-5 資産調査・整理.....	5-18
5-3-6 資産評価.....	5-22
5-4 固定資産評価後の運用について.....	5-25
第 6 章 法適用準備事務の課題整理	6-1
6-1 組織体制について.....	6-1
6-2 関係部局との調整事項.....	6-2
6-3 出納その他の会計事務.....	6-6
6-4 契約事務、人事・給与.....	6-6
6-5 条例・規則等の策定・改正.....	6-7
6-6 金融機関の指定等.....	6-9
6-7 予算編成に伴う調整事項.....	6-10
6-7-1 予算科目・勘定科目の設定.....	6-10
6-7-2 新予算の編成.....	6-11
6-7-3 予定開始貸借対照表の作成.....	6-13
6-8 打ち切り決算に伴う調整事項.....	6-14
6-9 その他の調整事項.....	6-16
第 7 章 職員研修方針	7-1
7-1 職員研修方針.....	7-1
7-2 職員研修計画.....	7-1
第 8 章 システム導入方針の検討	8-1
8-1 企業会計システムの導入検討.....	8-1
8-2 企業会計システムの必要条件・機能.....	8-2
第 9 章 業務工程計画	9-1
9-1 法適用までのスケジュール.....	9-1

第 1 章 総 論

1-1 はじめに

地方公営企業は、地方公共団体が経営する事業のうち、地方公営企業法の適用を受ける事業のことであり、上水道、下水道、交通、病院等の日常生活に欠かすことのできない重要なサービスの提供をはじめ、工業用水道、宅地造成等の地域開発のための基盤整備事業なども含まれている。これらの事業は地域住民の福祉の向上と地域社会の発展に大きな役割を果たしている。

しかし近年、急速な人口減、人口の低密度化、インフラ資産の大規模な更新時期の到来により、地方公営企業を取り巻く経営環境は厳しく、今後もそれは増していくことが予想されている。

こうした状況を踏まえ、総務省は、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等さらに的確に取り組むため、民間企業と同様の公営企業会計を適用し、経営・資産等の状況の正確な把握、弾力的な経営等を推進している。平成 26 年 8 月に「公営企業会計の適用拡大のロードマップ」が示され、平成 27 年 1 月には「公営企業会計の適用の推進について」（総務大臣通知）と、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」が発出された。また、平成 31 年 1 月には「公営企業会計の適用の更なる推進について」（総務大臣通知）、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成 31 年 3 月改訂版）」（以降「マニュアル」という。）が発出されている。

下水道事業や簡易水道は、一般的に地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいと、上記「公営企業会計の適用の推進について」でも、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付けており、経営基盤の強化は急務であるといえる。

経営基盤の強化としては、長期的に安定した経営を持続していくために、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることが求められ、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の適用（以降「法適用」という。）はその取り組みの柱の一つと言われている。

平成 27 年から平成 31 年までの 5 年間は、「集中取組期間」として主に人口 3 万人以上の各団体が下水道事業に公営企業会計の導入を推進してきた。現在は「拡大集中取組期間」として設定された令和元年から令和 5 年までの 5 年間で、主に人口 3 万人未満の各団体が下水道事業に公営企業会計を導入する動きが活発化しているところである。

以上のことから本町についても、下水道事業について公営企業会計を導入するものとした。本計画は、法適用に伴う事務手続きを円滑に進めるため、その基本方針を示すものである。

1-2 地方公営企業法の適用の利点

地方公営企業における法適用の利点として以下のようにまとめられている。

【経営成績や財政状態の明確化】

①発生主義の採用

経済活動の発生という事実に基づき経理記帳を行うため、一定期間における事業の経営成績や特定の時点における財政状態が明確になる。

②複式簿記の採用

複式簿記によって、一定期間内に生み出された付加価値の合計（フロー計算）と付加価値が蓄積された財産（ストック計算）を同時に表現することができる。また、貸借対照表と損益計算書の当期純利益の一致など、計算の自動検証機能が組み込まれることにより、誤謬の発見など業務改善にも資することになる。

③損益取引と資本取引との区分

官公庁会計においては、管理運営に係る取引（損益取引）と建設改良等に係る取引（資本取引）の区分がされていないが、公営企業会計においては区別して経理されるため、経営成績と財政状態を明確に把握し、その分析を通じ将来の経営計画が策定できる。

④決算の早期化

出納整理期間がなくなるため、決算確定が2ヶ月早まり、前年度決算実績の当年度の事業運営への活用が容易となる。

⑤使用料対象原価の明確化

当該期間内に効果が現れる収入及び支出についてのみ損益として把握するため、期間損益計算が適正に行われる。このため使用料改定を議会及び住民に説明する際に、事業の財政状況及び使用料改定の必要性を明確にできる。

【弾力的な企業経営】

①予算に拘束されない弾力的な支出（法第24条第3項）

必要に応じ業務量の増加に伴い収益が増加する場合には、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められている。

②効率的・機動的な資産管理（法第33条、40条、令26条の5）

地方公営企業の業務に関し、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第6号から第8号まで及び財産の管理及び処分を規制した第237条第2項及び第3項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しないこととしている。また、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は、管理者が行うものとしている。さらに地方公営企業の用に供する行政資産である土地は、地方自治法第238条の4第2項から第5項までの規定によるほか、その用途又は目的を妨げない限度において、当該地方公営企業の収益の確保に寄与する場合に限り、これを貸し付けることができるとされている。このように資産管理を効率的、機動的に行うことができるように特例が定められている。

③職員の経営意識の向上

適切な経費負担区分を前提とした独立採算制の原則が職員の意識改革を促し、経営意識を向上させる。

出典：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-」（公）日本下水道協会

第 2 章 基礎調査

2-1 下水道事業の概要

(1) 施設の概要

本町の公共下水道事業（以降、「公共」という。）は、利根川上流流域下水道計画（県央処理区）からなる流域関連甘楽公共下水道として昭和 62 年度に農地等一部を残し事業計画区域とし、平成 5 年に一部供用を開始した。現在、公共における全体計画区域を 280ha と設定しており、現在の整備済面積は 220ha、水洗化率は 90.6%となっている。

一方で、特定環境保全公共下水道事業（以降、「特環」という。）は、平成 12 年度に事業着手後、平成 14 年に一部供用を開始した。特環における全体計画区域を 259ha と設定しており、現在の整備済面積は 197ha、水洗化率は 69.1%となっている。

また、農業集落排水事業（以降、「農集」という。）は、平成 2 年に事業着手後、平成 6 年に一部供用を開始し、全体計画区域 200ha に対し、整備面積は 163ha、水洗化率は 86.6%となっている。

表 2-1-1 本町の下水道事業の概要（公共）

項目	内容
下水道の種類	公共下水道
建設事業開始年月	昭和 62 年 11 月
供用開始年月	平成 5 年 5 月
行政区域内人口（人）	13,095
現在処理区域内人口（人）	① 5,174
現在水洗便所設置済人口（人）	② 4,688
水洗化率（%）	②/①×100 90.6
全体計画人口（人）	5,110
行政区域面積（ha）	5,861
全体計画面積（ha）	280
現在処理区域面積（ha）	220
管きょ延長（km）	42

(R2.3.31 現在)

表 2-1-2 本町の下水道事業の概要（特環）

項目	内容
下水道の種類	特定環境保全公共下水道
建設事業開始年月	平成 12 年 4 月
供用開始年月	平成 14 年 3 月
行政区域内人口（人）	13,095
現在処理区域内人口（人）	① 3,928
現在水洗便所設置済人口（人）	② 2,713
水洗化率（%）	②/①×100 69.1
全体計画人口（人）	3,830
行政区域面積（ha）	5,861
全体計画面積（ha）	259
現在処理区域面積（ha）	197
管きょ延長（km）	39

(R2.3.31 現在)

表 2-1-3 本町の下水道事業の概要（農集）

項目	内容	
下水道の種類	農業集落排水	
建設事業開始年月	平成 2 年 8 月	
供用開始年月	平成 6 年 2 月	
行政区域内人口（人）	13,095	
現在処理区域内人口（人）	①	2,912
現在水洗便所設置済人口（人）	②	2,522
水洗化率（%）	②/①×100	86.6
全体計画人口（人）	4,550	
行政区域面積（ha）	5,861	
全体計画面積（ha）	200	
現在処理区域面積（ha）	163	
管きょ延長（km）	42	

(R2.3.31 現在)

公共、特環については、平成 27 年には事業計画変更を行い、農業集落排水施設の処理施設の負荷を軽減し持続可能な維持管理のため、一部の地域を公共下水道全体計画に取り込み、事業計画区域とした。また、この変更では、甘楽中学校や甘楽パーキングエリア等も全体計画区域（事業計画区域共）に追加し、全体計画区域を 539ha としている。

表 2-1-4 全体計画の概要（計画年度：令和 8 年）

処理分区	面積(ha)			人口 (人)	汚水量(m ³ /日)		
	市街地	その他	計		日平均	日最大	時間最大
庭谷(第52) 特環	0.0	15.0	15.0	560	199	241	347
裏福島(第52-1) 公共	16.0	31.0	47.0	690	245	297	428
裏福島(第52-1) 特環	0.0	94.0	94.0	1,270	451	546	788
福島(第53) 公共	37.0	16.0	53.0	960	588	660	1,089
小幡・福島(第54) 公共	156.2	23.8	180.0	3,460	1,996	2,256	3,681
小幡・福島(第54) 特環	0.0	29.0	29.0	400	142	172	248
造石(第56) 特環	0.0	121.0	121.0	1,600	568	688	992
計	209.2	329.8	539.0	8,940	4,189	4,860	7,573

出典：平成 27 年度利根川上流流域関連公共下水道変更事業計画書

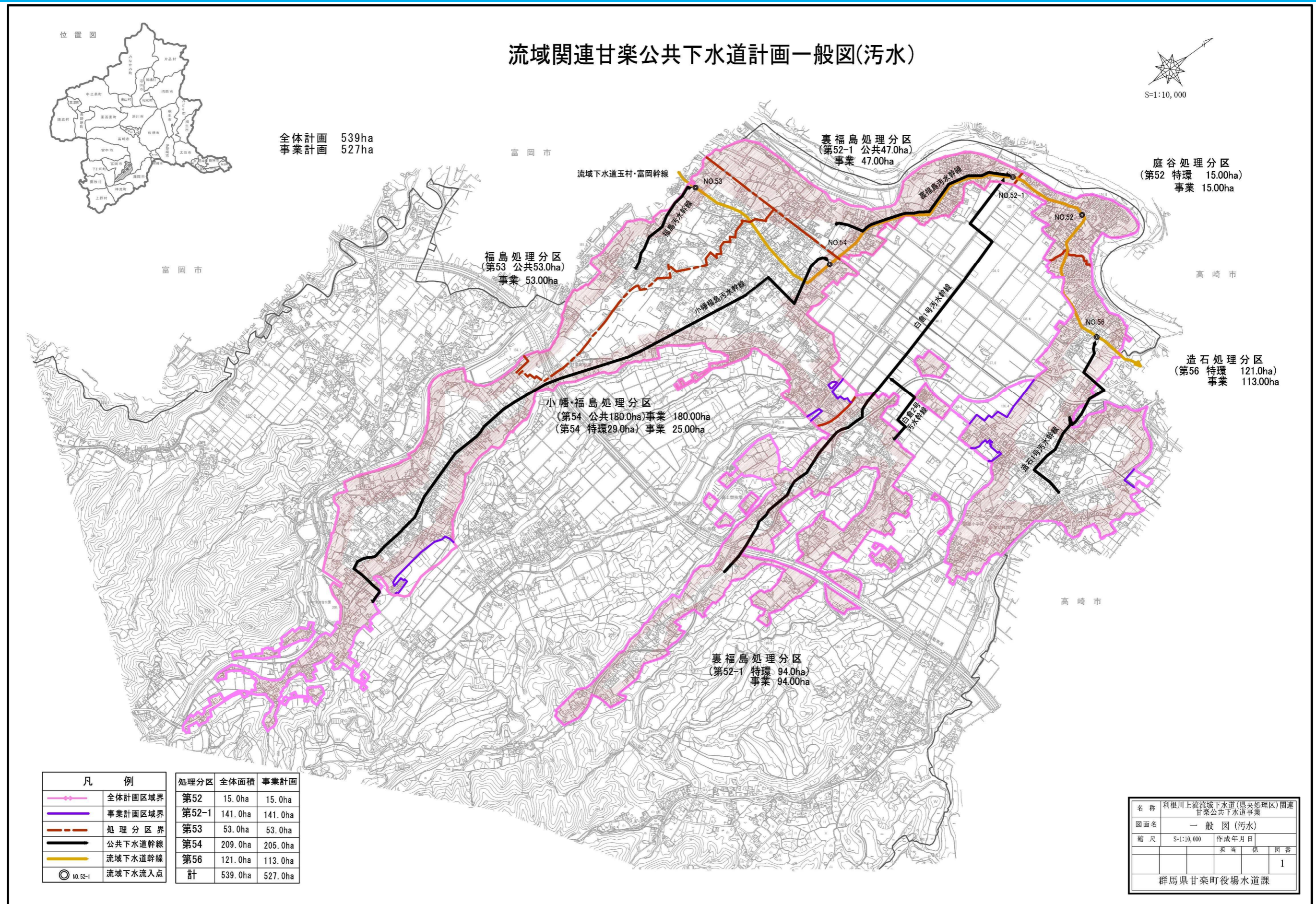


図 2-1-1 流域関連甘楽姜経下水道計画一般図

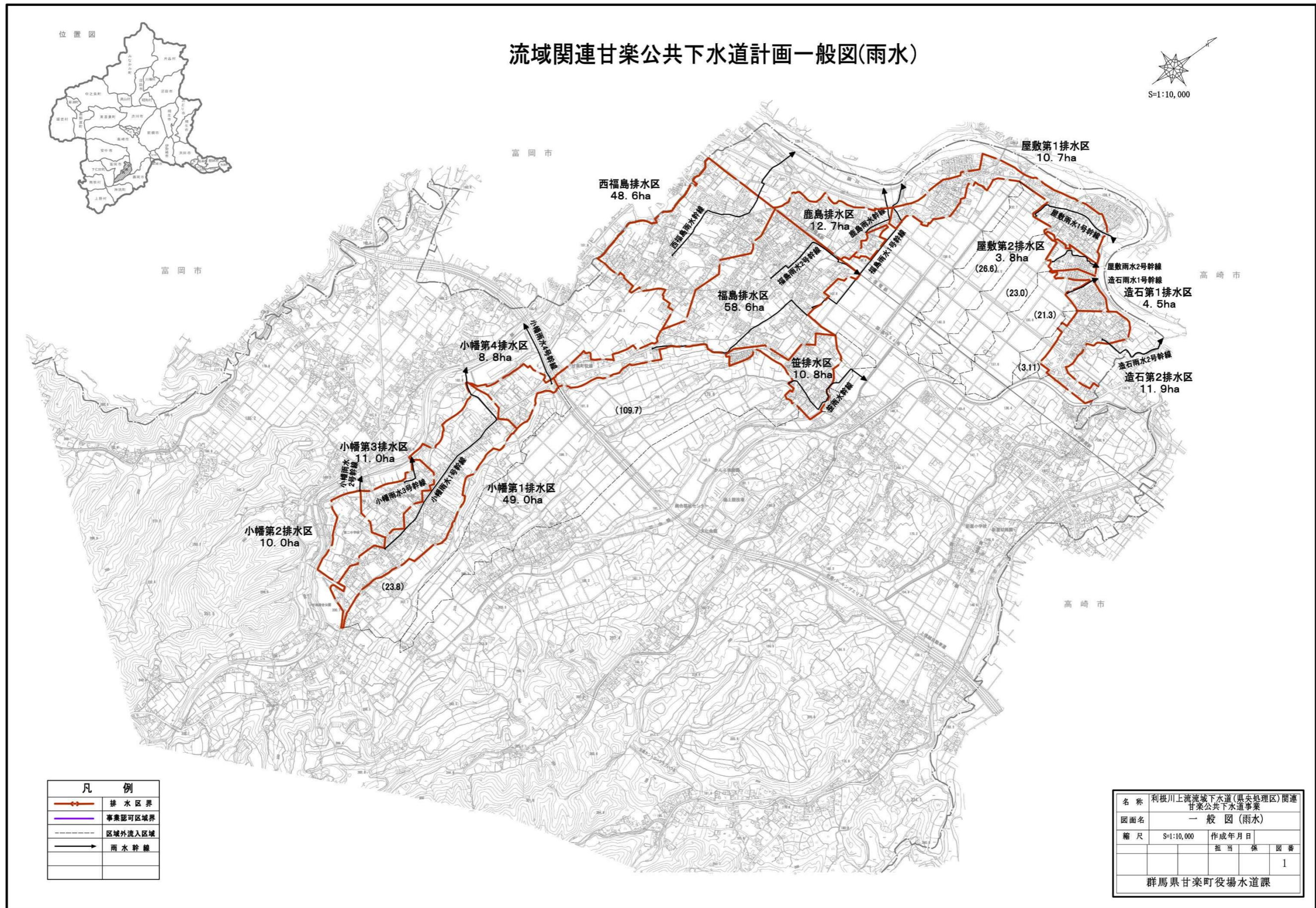


図 2-1-2 流域関連甘楽姜経下水道計画一般図

公共下水道農集排(城南上野・天)

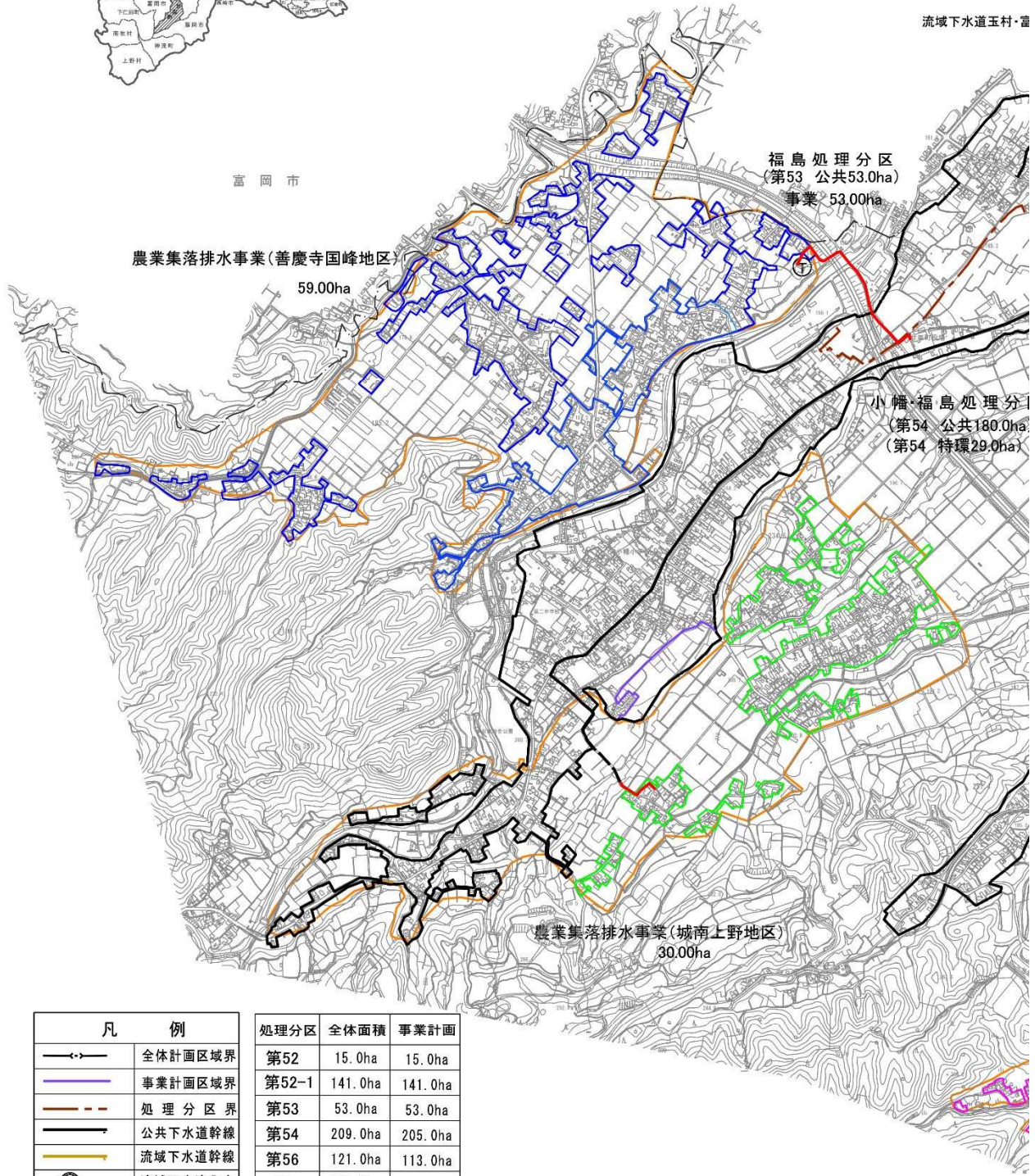
位置図



全体計画 539ha
事業計画 527ha

富岡市

流域下水道玉村・富



凡 例	
	全体計画区域界
	事業計画区域界
	処理分区界
	公共下水道幹線
	流域下水道幹線
	流域下水流入点

処理分区	全体面積	事業計画
第52	15.0ha	15.0ha
第52-1	141.0ha	141.0ha
第53	53.0ha	53.0ha
第54	209.0ha	205.0ha
第56	121.0ha	113.0ha
計	539.0ha	527.0ha

* H27年事業計画区域

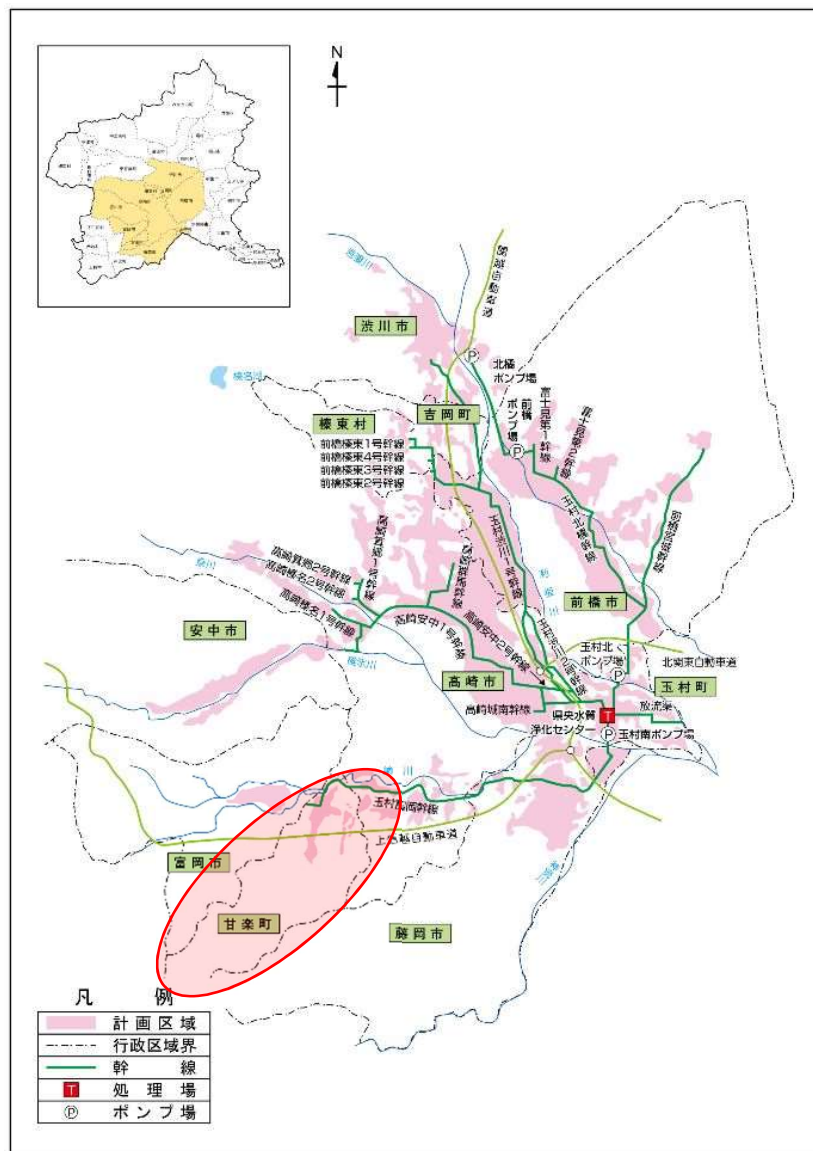
図 2-1-3 流域関連

上位計画である利根川上流流域下水道（県央処理区）全体計画の概要は以下のとおりである。

表 2-1-5 計画及び現況一覽表

区分	全体計画	都市計画決定	下水道法 事業計画	現況
告示 又は認可日		平成28年 1月8日		
目標 又は事業年度	平成38年			
関連市町村	10市町村	10市町村	10市町村	10市町村
処理区域面積 (ha)	21,275		16,692	13,326
処理区域人口 (千人)	595.4		505.7	489.1
処理能力 (1000m ³ /日)	337.4		287.7	240.0
管渠延長 (km)	142.3 (20 幹線)	132.8 (14 幹線)	142.3 (20 幹線)	142.3 (20 幹線)
ポンプ場 (箇所)	4	4	4	4
処理場面積 (ha)	34.2	34.2	34.2	34.2

出典：群馬県ホームページ



出典：群馬県ホームページ

図 2-1-4 計画及び現況一覽表

(2) 整備実績

公共における近年の整備実績を以下に示す。水洗化率は増加傾向を示している。処理人口については、行政人口と比例し減少傾向となっている。

表 2-1-6 過年度整備実績（公共）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口	人	13,893	13,760	13,603	13,473	13,354	13,212	13,185	13,095
処理人口(累計)	人	5,452	5,371	5,360	5,290	5,253	5,253	5,192	5,174
水洗化人口(累計)	人	4,668	4,640	4,691	4,673	4,670	4,651	4,596	4,688
水洗化率	%	85.6%	86.4%	87.5%	88.3%	88.9%	88.5%	88.5%	90.6%
整備面積(累計)	ha	216	216	216	220	220	220	220	220
管渠整備延長(累計)	km	40	41	41	41	41	41	41	41

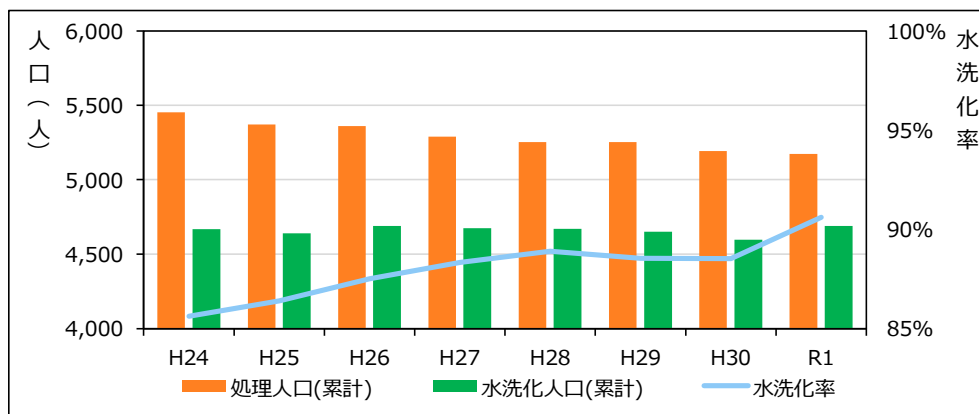


図 2-1-5 過年度整備実績-1（公共）

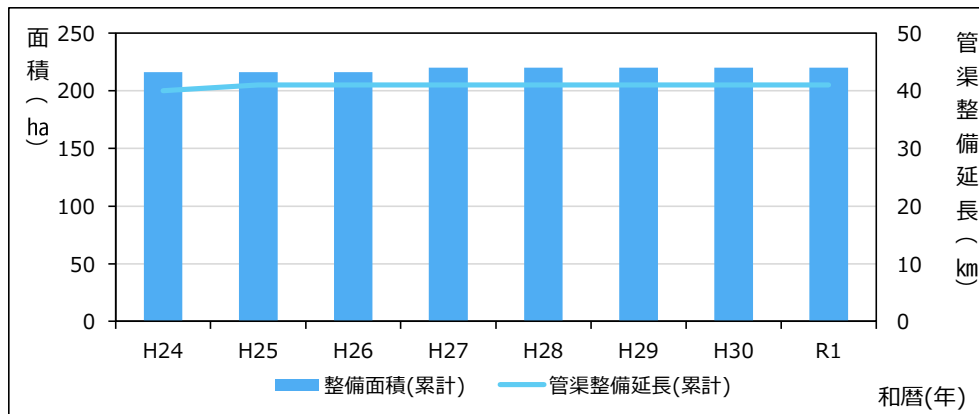


図 2-1-6 過年度整備実績-2（公共）

特環における近年の整備実績を以下に示す。整備面積と管渠整備延長は増加傾向を示している。直近 5 年では、整備面積は 1 年あたり約 20ha、管渠整備延長は 1 年あたり約 2km の事業量である。

表 2-1-7 過年度整備実績（特環）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口	人	13,893	13,760	13,603	13,473	13,354	13,212	13,185	13,095
処理人口(累計)	人	2,101	2,125	2,293	2,607	2,783	3,381	3,826	3,928
水洗化人口(累計)	人	1,382	1,468	1,423	1,615	1,733	2,222	2,619	2,713
水洗化率	%	65.8%	69.1%	62.1%	61.9%	62.3%	65.7%	68.5%	69.1%
整備面積(累計)	ha	84	84	94	111	129	163	188	197
管渠整備延長(累計)	km	21	24	28	31	34	36	38	39

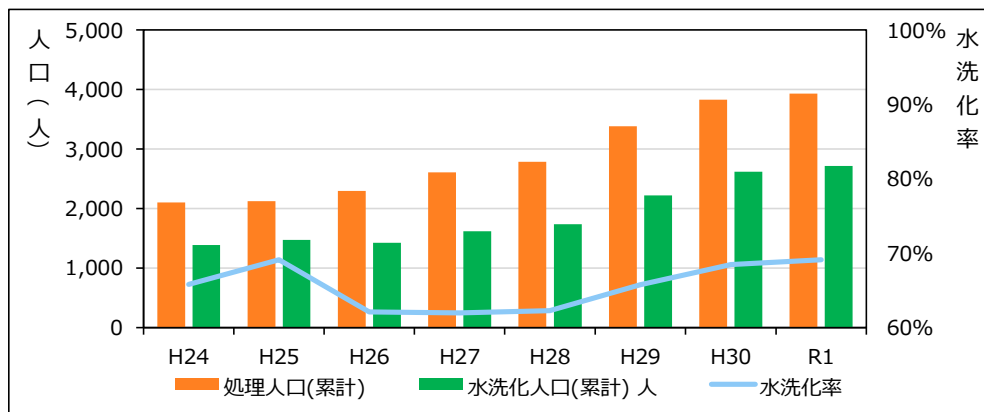


図 2-1-7 過年度整備実績-1（特環）

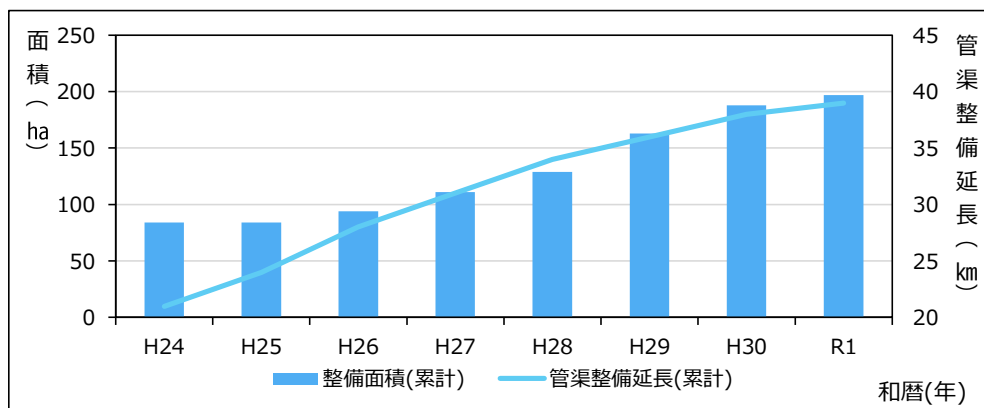


図 2-1-8 過年度整備実績-1（特環）

農集における近年の整備実績は以下のとおりである。平成 29 年に城南地区のほぼ全域が、平成 30 年度より天引地区の一部が特環に接続となったため、処理人口や水洗化人口は減少傾向を示している。

表 2-1-8 過年度整備実績（農集）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
行政人口	人	13,893	13,760	13,603	13,473	13,354	13,212	13,185	13,095
処理人口(累計)	人	3,808	3,803	3,819	3,775	3,723	3,264	2,954	2,912
水洗化人口(累計)	人	3,121	3,184	3,240	3,240	3,221	2,820	2,541	2,522
水洗化率	%	82.0%	83.7%	84.8%	85.8%	86.5%	86.4%	86.0%	86.6%
整備面積(累計)	ha	200	200	200	200	200	178	163	163
管渠整備延長(累計)	km	42	42	42	42	42	42	42	42

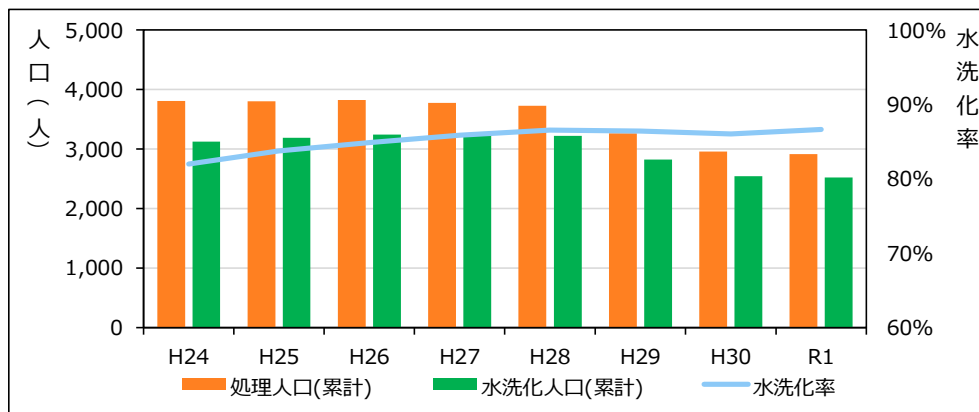


図 2-1-9 過年度整備実績-1（農集）

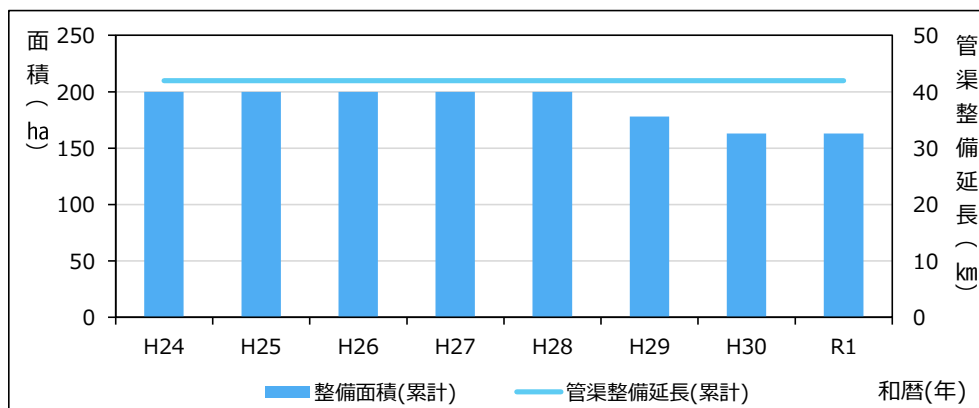


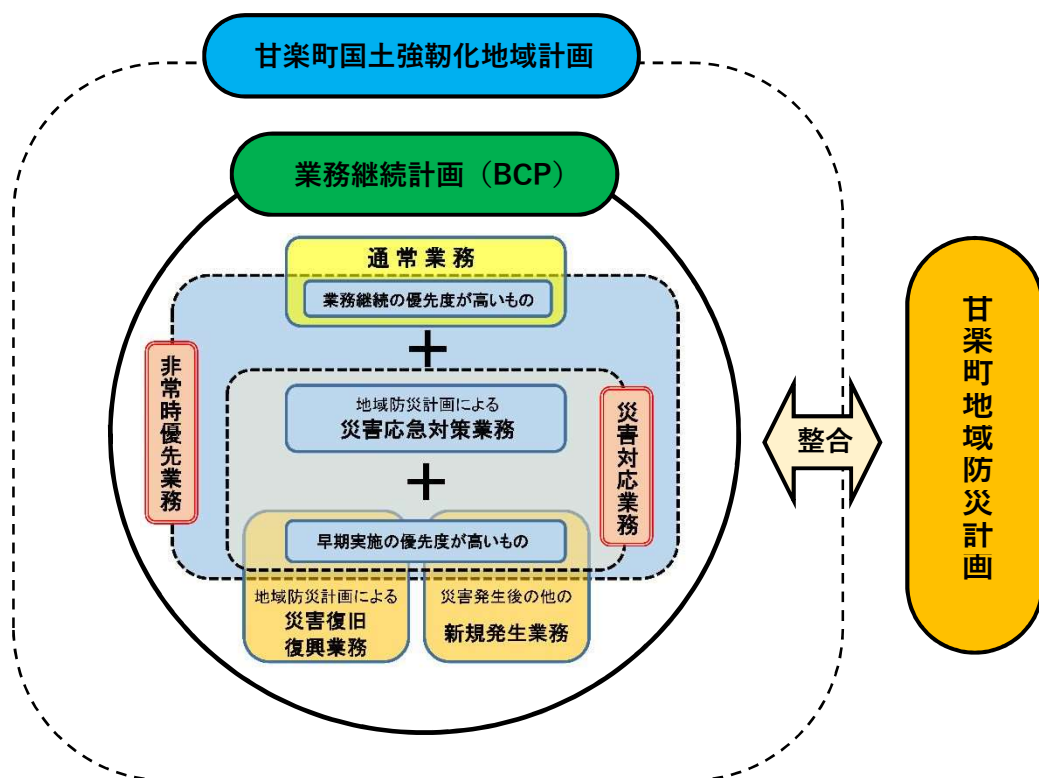
図 2-1-10 過年度整備実績-2（農集）

2-2 下水道事業の取組

(1) 甘楽町下水道事業 業務継続計画 (BCP)

BCP とは、Business Continuity Plan の略で業務継続計画のことを指す。下水道における BCP は、特に大規模災害時において人材や資機材など限られたリソースを用いて、暫定的な汚水処理や下水道施設の復旧などの優先順位の高い業務（優先実施業務）を行うための対策を定めたものである。

甘楽町業務継続計画は、災害発生時にも必要な業務を継続する上で必要となる事項の補完を目的とした計画であり、「甘楽町地域防災計画」と整合を図るものである。また、現在策定中である「甘楽町国土強靱化地域計画」の基本的な方針に包含される計画となる。



出典：甘楽町下水道事業 業務継続計画を基に加筆

図 2-2-1 業務継続計画 (BCP) の位置づけ

以下は、下水道施設等の耐震化状況の表である。

表 2-2-1 主要幹線の耐震化状況

幹線名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外			備考
		土木（※2）		建築	
		L1地震動	L2地震動	新耐震	
小幡福島污水幹線	S62～	×	×	－	(第 54)
福島污水幹線	H5～	×	×	－	(第 53)
裏福島污水幹線	H9～	×	×	－	(第 52-1)
造石 1 号污水幹線	H16～	○	○	－	(第 56)
白倉 1 号污水幹線	H23～	○	○	－	(第 52-1)
白倉 2 号污水幹線	H23～	○	○	－	(第 52-1)

(平成 13 年度以降の実施設設計について耐震対策済)

出典：甘楽町下水道事業 業務継続計画

表 2-2-2 施設の耐震化状況

施設名	設計年月	○：耐震化済み又は照査でOK ×：未耐震化又は照査でNG －：対象外			備考
		土木（※2）		建築	
		L1地震動	L2地震動	新耐震	
城南上野地区 農業集落排水処理施設	II2	－	－	○	設計指針(建築)II2
天引地区 農業集落排水処理施設	H6	－	－	○	設計指針(建築)H2
善慶寺国峰地区 農業集落排水処理施設	H14	－	－	○	設計指針(建築)H11

出典：甘楽町下水道事業 業務継続計画

(※2)

レベル 1 地震動

施設の供用期間内に 1～2 度発生する確率を有する地震動。

レベル 2 地震動

陸地近傍に発生する大規模なプレート境界地震や直下型地震による地震動のように、施設の供用期間内に度発生する確率は低いが大規模な強度を持つ地震動。

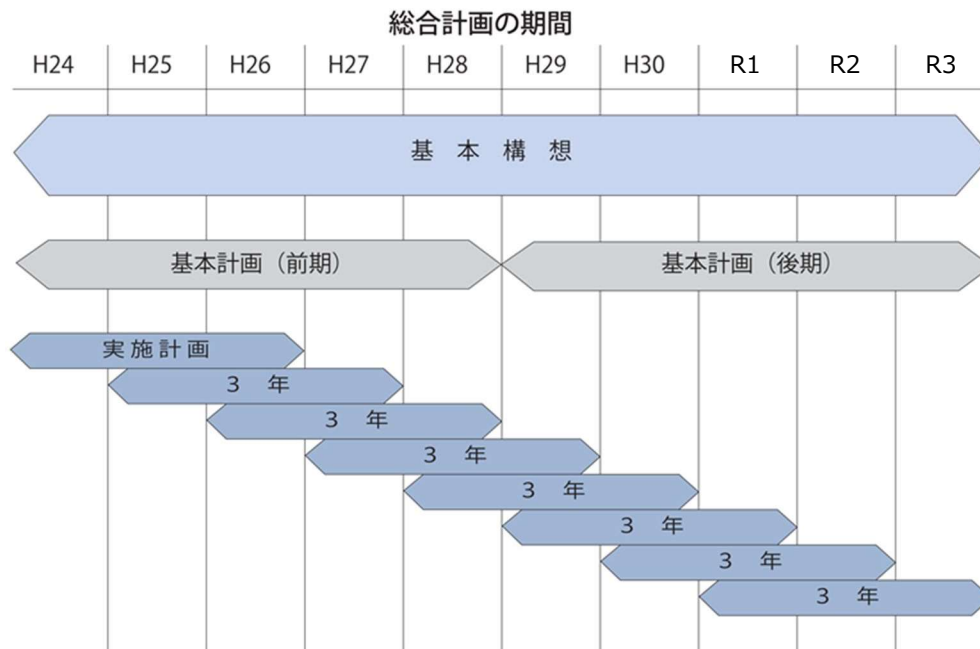
(2) 甘楽町第 5 次総合計画

総合計画は、甘楽町のまちづくりの最も基本となる計画で、これからのまちづくりを進めるため、中・長期の町政を示すものである。

本町の第 5 次総合計画「KANRA プラン輝き」は、今後 10 年間のまちづくりの指針として「小さな町でも光輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として平成 24 年 3 月に策定された。

特に、人口・土地利用・水資源に焦点を当てたものが基本目標とされており、実施計画の具体的な事業として示す実施計画は 3 年とし、毎年度の予算の指針とするため、毎年見直しが行われている。

なお、甘楽町第 5 次総合計画は、令和 3 年度で終了となることから、現行の計画との整合を図りつつ、今後計画が予定されている甘楽町第 6 次総合計画及び甘楽町国土強靱化地域計画等の上位計画と整合させながら、今後の下水道事業運営を行っていく必要がある。



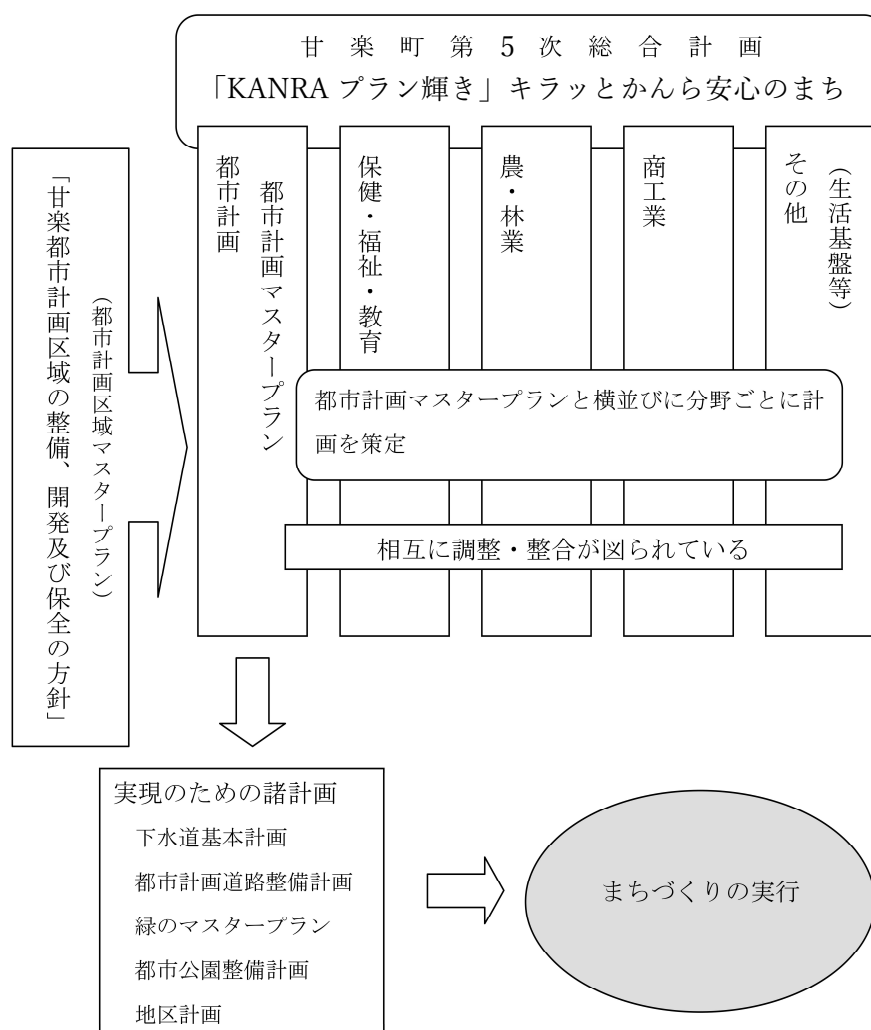
出典：甘楽町第 5 次総合計画

図 2-2-2 甘楽町第 5 次総合計画のイメージ

(3) 甘楽町都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランは、今後のまちづくりにおける都市の環境整備の方向性を明らかにする計画であると同時に、その実現に向けた都市計画に関する基本的な方針を示す計画となる。

「甘楽町都市計画マスタープラン」については、群馬県が定める「甘楽町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即すことが求められている。したがって、甘楽町総合計画の下位計画として 002 甘楽町都市計画マスタープランを位置付けるとともに、他の分野別計画における取り組みを総合的に捉え相互に調整、整合を図りながら、より具体的でわかりやすい都市計画分野に関わる計画を策定している。



出典：甘楽町都市計画マスタープラン

図 2-2-3 甘楽町都市計画マスタープランの位置づけ

(4) 社会資本整備計画（水の安全・安心基盤整備）

社会資本整備計画とは、社会資本整備総合交付金を用いた事業の計画である。社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設されたものを指す。

本町の計画は「甘楽町・住み続けたい生活環境のまち整備」とされ、平成 30 年度～令和 4 年度の 5 年間で、甘楽町の下水道処理人口普及率を向上させ、生活環境の改善・向上を推進するとともに、河川等の水環境の改善に寄与することを目標として白倉地区及び裏福島地区の未普及区域の整備を計画している。

計画の成果目標を以下に示す。

表 2-2-3 社会資本整備計画 成果目標

	当初現況値 (平成 30 年度当初)	中間目標値 (令和 2 年度末)	最終目標値 (令和 4 年度末)
下水道処理人口普及率	63%	71%	74%
汚水処理人口普及率	89%	97%	98%

出典：甘楽町 HP 社会資本整備計画を基に作成

全体像は次項のとおりである。

社会資本総合整備計画（水の安全・安心基盤整備） 参考図面

様式-3

計画の名称
計画の期間

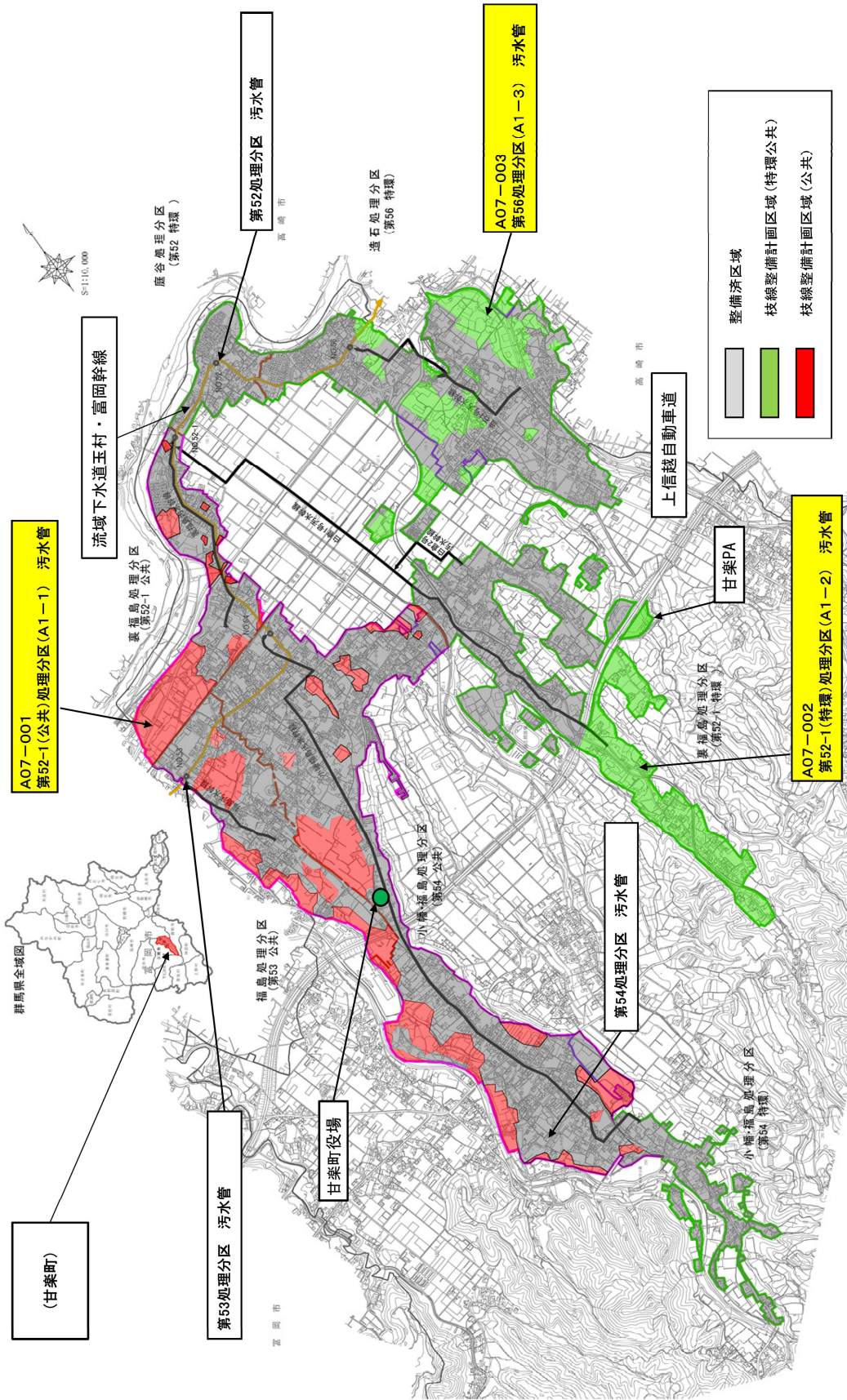
交付団体

群馬県甘楽町

交付団体

群馬県甘楽町

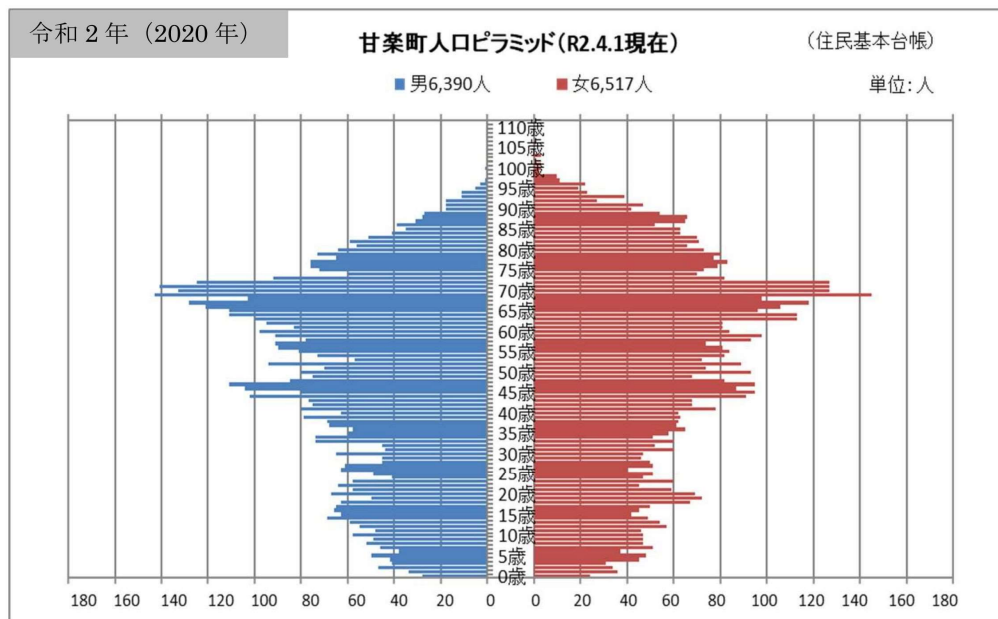
甘楽町（県央処理区）計画図



(5) 甘楽町人口ビジョン

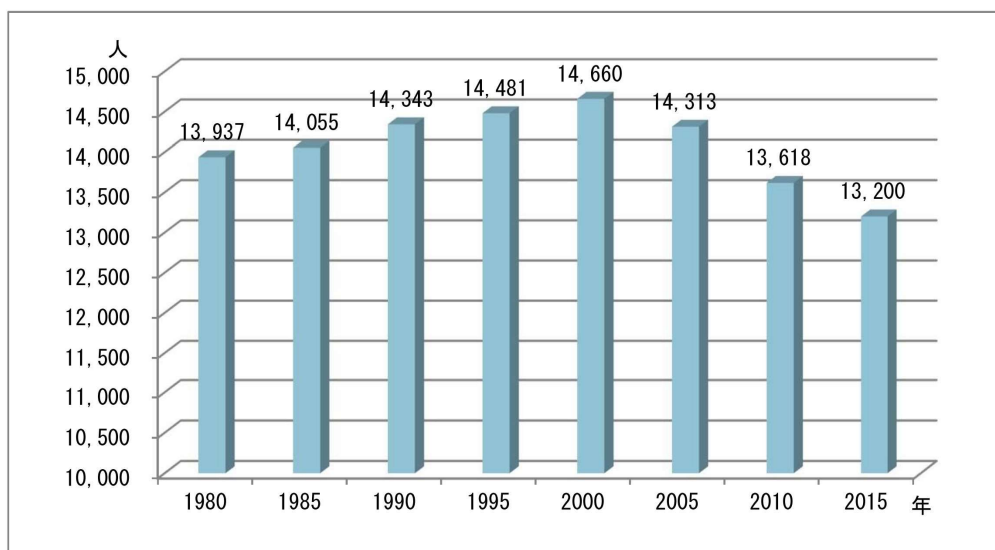
甘楽町人口ビジョンは、国、県の人口ビジョンを勘案しつつ、甘楽町における人口の現状を分析し、人口に関する町民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものである。

国は、長期ビジョンの期間を令和 42 年としているが、甘楽町の規模における今後の人口の変化は、町の行政の将来に与える影響が大きく、そして早期に現れることが想定されるため、甘楽町人口ビジョンにおける対象期間は、国のビジョンより短く令和 22 年（2040 年）としている。



出典：甘楽町人口ビジョン

図 2-2-4 甘楽町人口ピラミッド



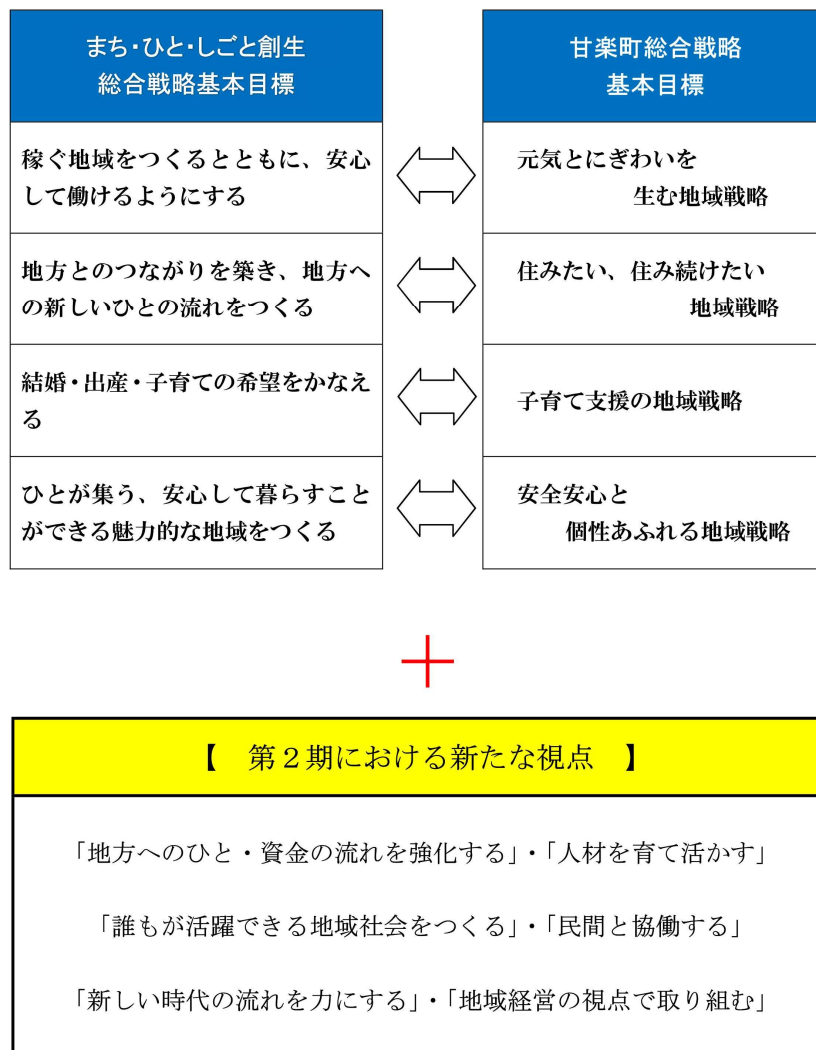
出典：甘楽町人口ビジョン

図 2-2-5 甘楽町総人口の推移

(7) 第 2 期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第 2 期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国のまち・ひと・しごと創生法に基づき、また、前述した甘楽町人口ビジョンを踏まえて、地域の実情に応じた政策分野ごとの基本目標や施策の基本的方向、具体的な施策を策定し、甘楽町における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指すものである。

計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、甘楽町第 5 次総合計画と同じく「小さな町でも光輝き、町民が等しく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げ、まちづくりを推進している。



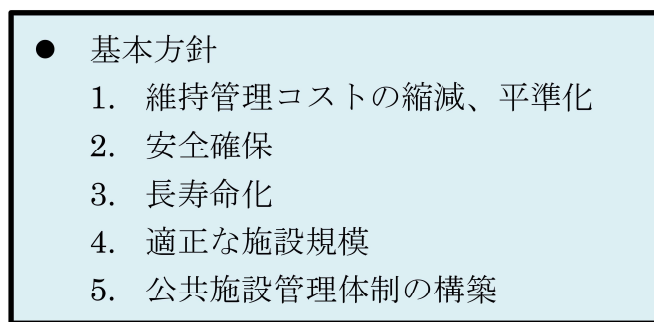
出典：第 2 期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略

図 2-2-6 第 2 期甘楽町まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標

(8) 甘楽町公共施設等総合管理計画

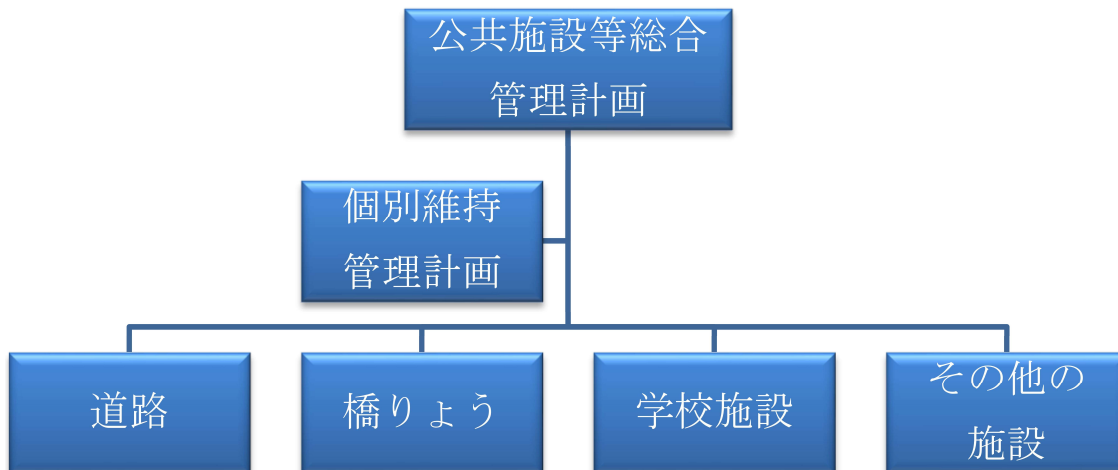
近年わが国では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等の要因により公共施設などの利用需要が変化していくことが予想される。そのため、早急に公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化した上で、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。総務省では平成 26 年 4 月、全国の自治体に 10 年以上を見据え、財政とライフサイクルコストに配慮した「公共施設等総合管理計画」の策定を要請している。

このような背景から、本町でも平成 29 年 3 月に「甘楽町公共施設等総合管理計画」を策定した。計画期間は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間としている。



出典：甘楽町公共施設等総合管理計画

図 2-2-7 甘楽町公共施設等総合管理計画 基本方針



出典：甘楽町公共施設等総合管理計画

図 2-2-8 甘楽町公共施設等総合計画 体系

(9) 甘楽町公共施設等個別施設計画

甘楽町公共施設等個別施設計画は、前述した甘楽町公共施設等総合管理計画に基づいて策定されたものであり、計画期間は令和 2 年度から令和 22 年度までである。上位計画の基本方針を念頭に現在の施設規模を縮小しつつ、財政負担の軽減化を図った上で、住民サービスの維持に努めるものである。本計画で定められた 27 の施設に対して、中長期的な視点による維持管理等のトータルコスト縮減、及び老朽化や災害対策等の優先順位づけによる予算の平準化を図ることを目的としており、原則として 5 年ごとに見直しが行われることとなっている。

①点検・診断
・ 日常点検は、公共施設点検マニュアルに従い、所管部署が実施 ・ 法定点検をはじめとする保守点検結果等も含めて、その情報をデータベース化し、総合管理計画の見直しに反映
②維持管理・修繕・更新等
・ 施設の更新等を実施する際は、PPP/PFI など民間の技術や資金を活用する方法などの導入可能性を検討
③安全確保
・ 特に旧耐震基準（昭和 56（1981）年以前に竣工）の施設において、老朽化が進み、点検・診断等を実施した結果、利用を継続することが困難なレベルの危険性が確認された施設は、供用廃止
④長寿命化の実施
・ これまでの事後保全的な対応ではなく、予防保全的な対応にシフトできるように運用 ・ 公共施設の長寿命化を図ることで、維持管理コストの削減や平準化を図る
⑤用途変更・統合・廃止
・ 施設が更新時期を迎えた際、隣接する市町村の施設や類似施設などの利用状況等を踏まえて用途変更・統合・廃止を検討
⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築
・ ①～⑤の取り組みが、全庁を挙げて推進できるよう、情報の一元管理

出典：甘楽町公共施設等個別施設計画

図 2-2-9 甘楽町公共施設等個別施設計画策定指針

保全費用試算対象施設					保全費用試算対象外施設				
施設名称	棟名称	竣工年	構造	延床面積	施設名称	棟名称	竣工年	構造	延床面積
甘楽町公民館		1972	RC	870 m ²	お休み処信州屋		1905	W	190 m ²
甘楽町文化会館		1994	RC	3,068 m ²	甘楽古代館		1996	S	210 m ²
ら・ら・かんら（甘楽町図書館・コミュニティ施設）		2002	RC	1,185 m ²	楽山園 凌雲亭		2011	W	130 m ²
甘楽町出土文化財管理センター		1996	S	800 m ²	甘楽総合公園弓道場		1995	W	364 m ²
長岡今朝吉記念ギャラリー（甘楽町ふるさと伝習館）		2011	S	800 m ²	甘楽ふるさと館	もみじの間	2014	RC	268 m ²
甘楽町体育館		1991	S	1,080 m ²	白倉研修センター		1980	S	470 m ²
甘楽ふるさと館	既存部	1988	RC	1,722 m ²	天引農村婦人の家		1984	W	231 m ²
	増築部	2000	RC	431 m ²	地域活動支援センターあゆみ		2009	W	164 m ²
かんら保育園		2002	W	1,236 m ²	秋畑地域交流センター		2013	W	206 m ²
にこにこ甘楽（甘楽町多世代サポートセンター）		1994	RC	2,704 m ²	甘楽町生活改善センター		1979	S	182 m ²
甘楽町役場庁舎		1968	RC	1,778 m ²	甘楽町一般廃棄物最終処分場		1998	S	407 m ²
甘楽町役場庁舎（西庁舎）		1990	S	491 m ²	御殿前レストラン PRETORIO		1975	RC	407 m ²
甘楽町防災交流センター		2015	RC	706 m ²	甘楽ふるさと農園	クラブハウス	2000	W	193 m ²
道の駅甘楽		1986	W	721 m ²	ALT 住宅		1996	W	90 m ²
計 13 施設（14 対象施設）					計 14 施設 3,512 m ²				

出典：甘楽町公共施設等個別施設計画

図 2-2-10 本計画対象施設

2-3 下水道事業の経営の現状

2-3-1 投資・維持管理の状況

公共の建設改良費は以下のとおり、近年では平成 27 年の 16 百万円が最も高い値となっている。維持管理費については、平成 26 年の 40 百万円が最も高い値である。

表 2-3-1 建設改良費と維持管理費の実績（公共）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建設改良費	百万円	8	10	8	16	4	4	13	6
維持管理費	百万円	35	37	40	35	32	31	37	37

※維持管理費は「決算状況調査表：32 経営分析に関する調（一）」の維持管理費

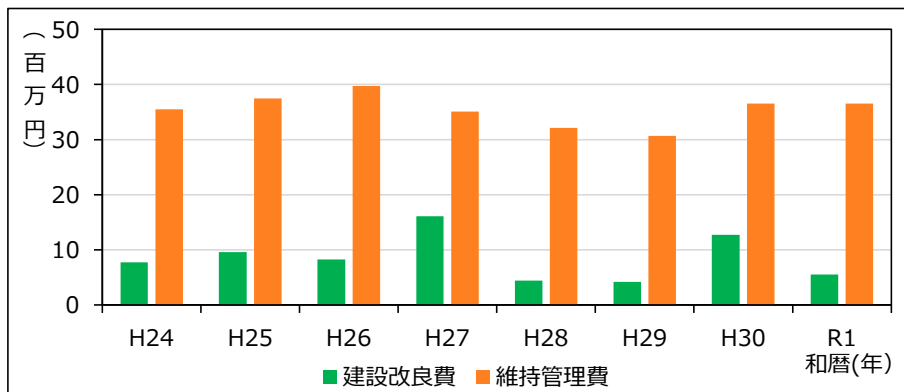


図 2-3-1 建設改良費と維持管理費の実績（公共）

特環の建設改良費は以下のとおり、近年では成 26 年が最も高い値となっている。維持管理費については、平成 30 年度が 22 百万円となっており、近年では最も高い値となっている。

表 2-3-2 建設改良費と維持管理費の実績（特環）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建設改良費	百万円	237	230	365	262	245	220	205	234
維持管理費	百万円	9	11	11	10	15	16	22	20

※維持管理費は「決算状況調査表：32 経営分析に関する調（一）」の維持管理費

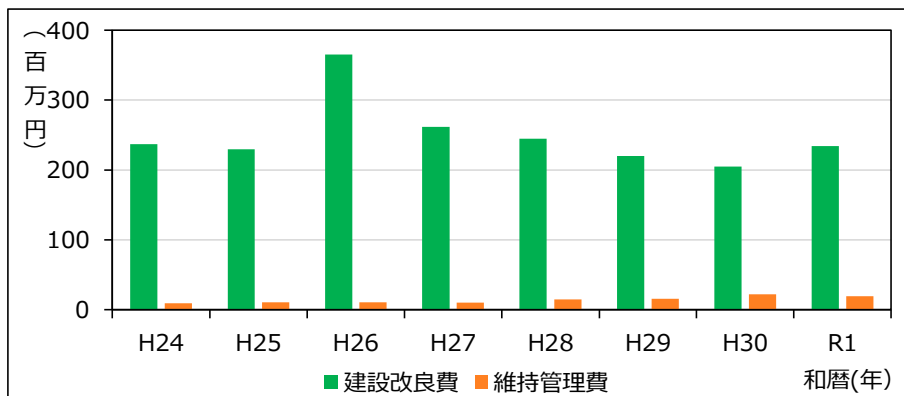


図 2-3-2 建設改良費と維持管理費の実績（特環）

農集の建設改良費は以下のとおり、平成 24 年から令和元年の間では計上されていない。
維持管理費については、近年は 50 百万円程度で推移していたが、平成 30 年度、令和元年度は 75 百万円前後と増加傾向となっている。

表 2-3-3 建設改良費と維持管理費の実績（農集）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
建設改良費	百万円	0	0	0	0	0	0	0	0
維持管理費	百万円	51	43	47	49	46	58	74	75

※維持管理費は「決算状況調査表：32 経営分析に関する調（一）」の維持管理費

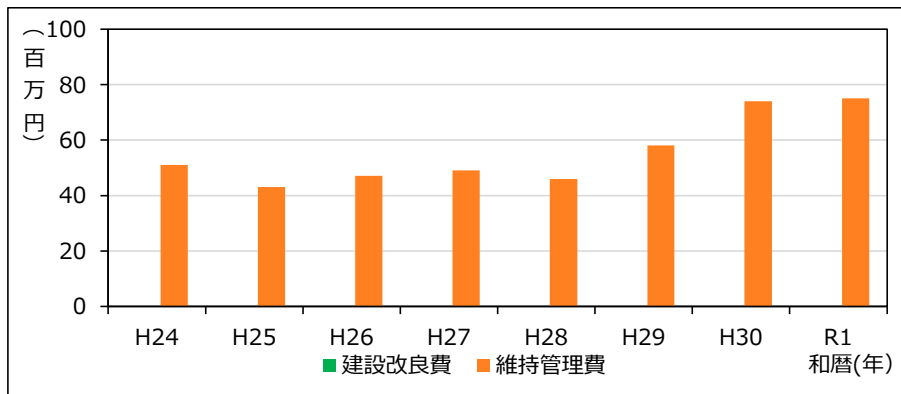


図 2-3-3 建設改良費と維持管理費の実績（農集）

公共の流域下水道に係る費用については、以下のとおりである。建設負担金は 10 百万円を下回って推移しており、維持管理負担金は、30 百万円程度で推移している。

表 2-3-4 流域下水道に関わる経費（公共）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
流域下水道建設負担金	百万円	7	5	5	6	2	2	4	3
流域下水道維持管理負担金	百万円	21	24	28	31	25	25	27	27

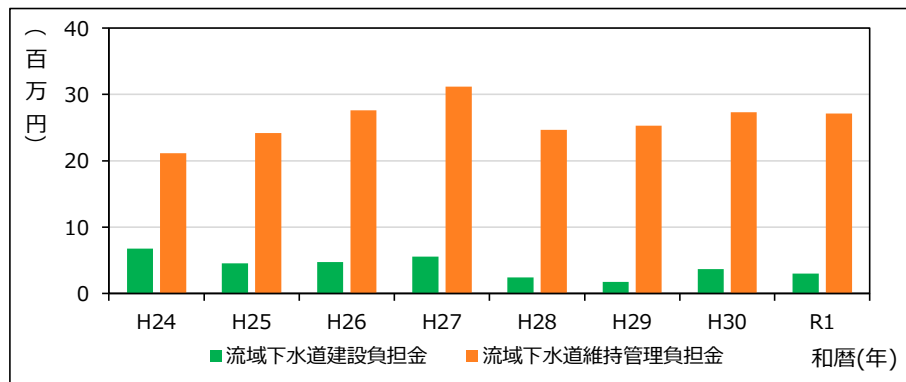


図 2-3-4 流域下水道に関わる経費（公共）

特環の流域下水道に係る費用については、以下のとおりである。建設負担金は直近 8 年間では計上されていない。維持管理負担金については、増加傾向となっている。

表 2-3-5 流域下水道に関わる経費（特環）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
流域下水道建設負担金	百万円	0	0	0	0	0	0	0	0
流域下水道維持管理負担金	百万円	5	6	7	8	10	11	14	14

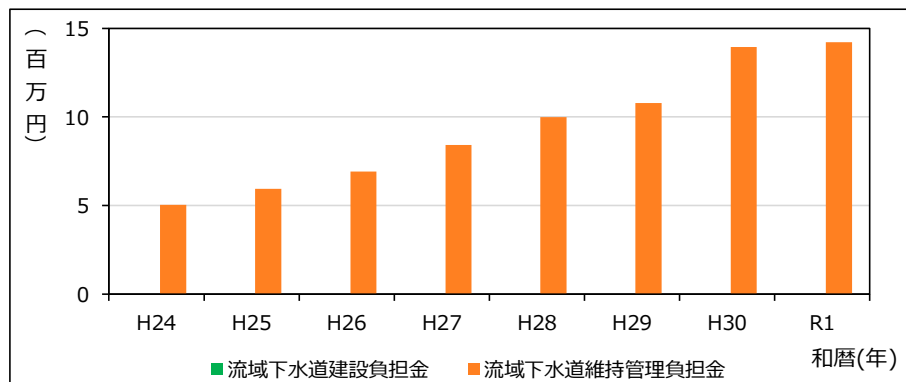


図 2-3-5 流域下水道に関わる経費（特環）

2-3-2 経営の状況

(1) 地方債借入額

公共の地方債借入額は、以下に示すとおりばらつきがあり、直近の令和元年は 3 百万円となっている。

表 2-3-6 地方債借入額の推移（公共）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債借入額	百万円	7	5	5	5	2	2	4	3

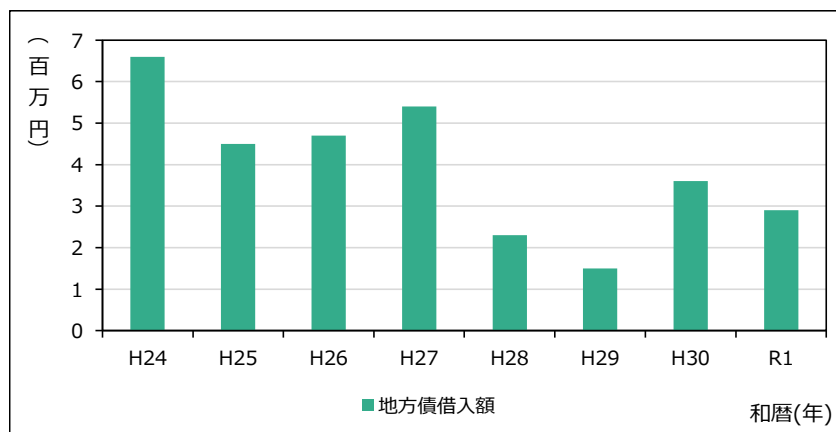


図 2-3-6 地方債借入額の推移（公共）

特環の地方債借入額は、公共と同様にばらつきがある。直近の令和元年は、ピーク時の平成 26 年と比較して、約 40 百万円減少している。

表 2-3-7 地方債借入額の推移（特環）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債借入額	百万円	90	105	152	112	123	98	99	111

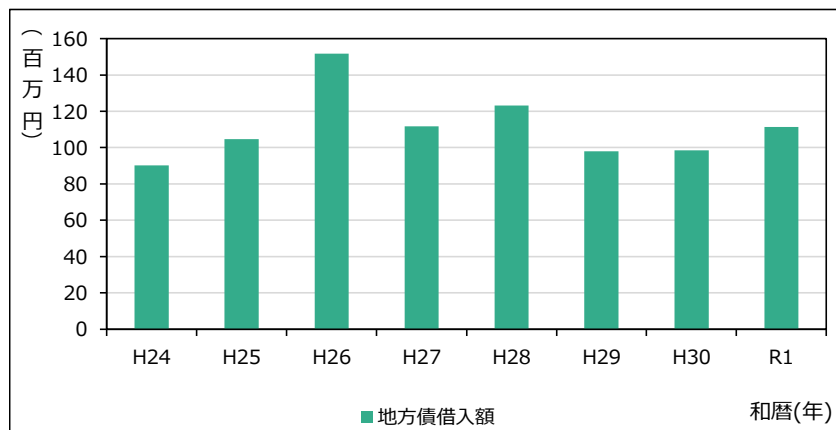


図 2-3-7 地方債借入額の推移（特環）

農集の地方債借入額の推移は以下のとおり、平成 24 年から平成 27 年までは計上されていなかったが、平成 28 年からは増加傾向となり、直近の令和元年では 1 百万円の計上となっている。

表 2-3-8 地方債借入額の推移（農集）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債借入額	百万円	0	0	0	0	4	8	13	1

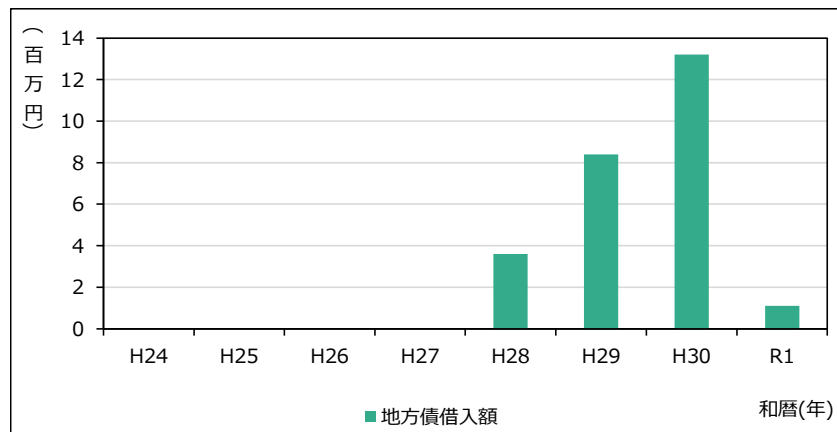


図 2-3-8 地方債借入額の推移（農集）

(2) 地方債残高

公共の地方債残高（既発債分）は、以下のとおり既にピークは過ぎ、減少傾向を示している。

表 2-3-9 地方債残高（既発債分）の推移（公共）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
起債残高(既発債分)	百万円	1,692	1,583	1,469	1,353	1,231	1,106	984	863

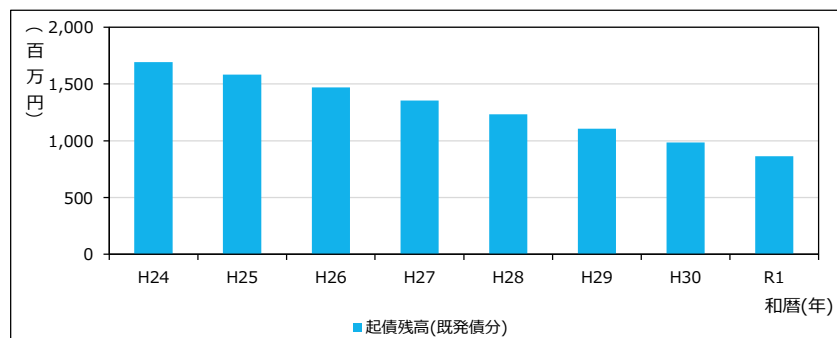


図 2-3-9 地方債残高（既発債分）の推移（公共）

特環の地方債残高（既発行分）は、以下のとおり、公共とは反対に増加傾向となっている。

表 2-3-10 地方債残高（既発行分）の推移（特環）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
起債残高(既発行分)	百万円	905	984	1,108	1,189	1,279	1,342	1,402	1,470

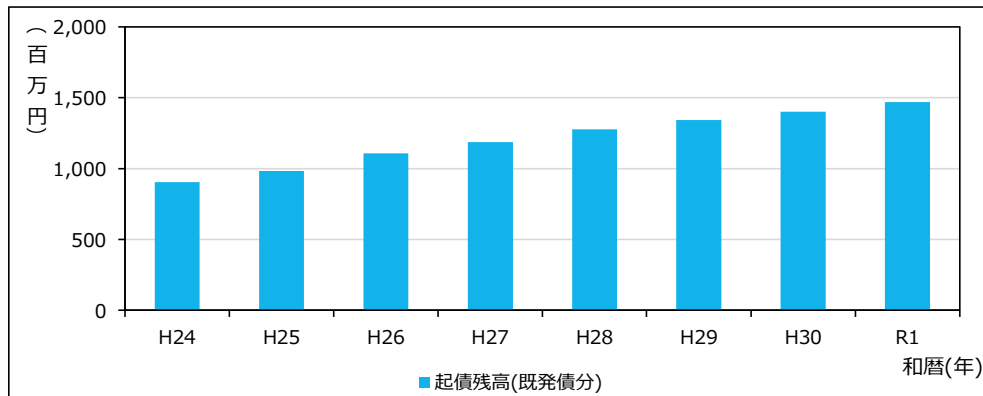


図 2-3-10 地方債残高（既発行分）の推移（特環）

農集の地方債残高（既発行分）は、以下のとおりである。公共と同様にピークは過ぎ、減少傾向となっている。

表 2-3-11 地方債残高（既発行分）の推移（農集）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
起債残高(既発行分)	百万円	1,146	1,079	1,011	941	873	808	745	668

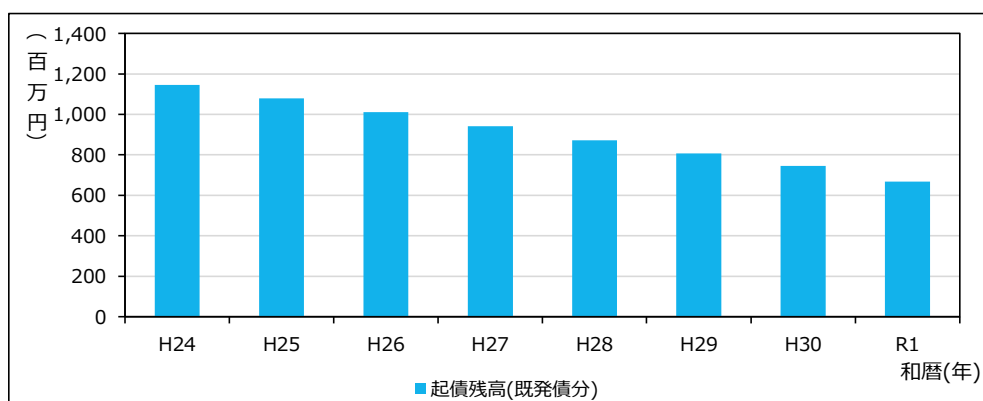


図 2-3-11 地方債残高（既発行分）の推移（農集）

(3) 地方債償還金

公共の地方債の償還金（既発債分）は以下のとおりである。元金と利子の合計について、近年では減少傾向をみせている。

表 2-3-12 地方債償還金（既発債分）の推移（公共）

	項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債償還金	元 金	百万円	110	114	118	122	124	126	126	124
支払利息	利 子	百万円	50	46	43	40	36	32	28	25

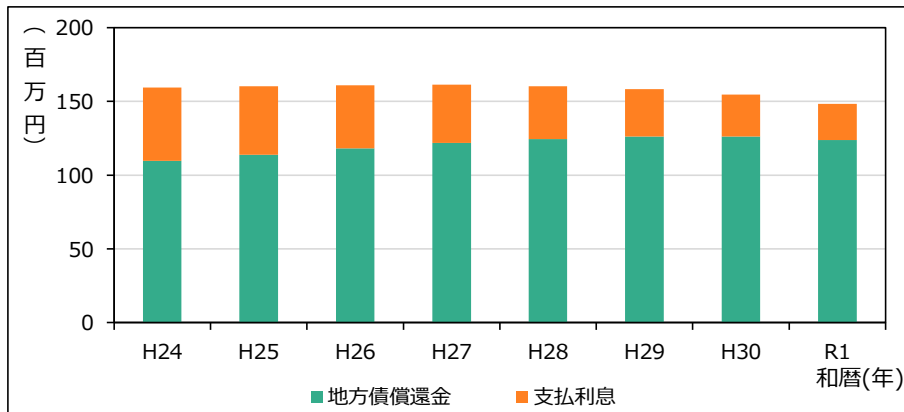


図 2-3-12 地方債償還金（既発債分）の推移（公共）

特環の地方債の償還金（既発債分）は、増加傾向がみられ、直近の令和元年は利子と元金の合計が約 60 百万円となっている。

表 2-3-13 地方債償還金（既発債分）の推移（特環）

	項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債償還金	元 金	百万円	23	26	28	31	33	35	39	44
支払利息	利 子	百万円	15	16	17	18	18	18	18	18

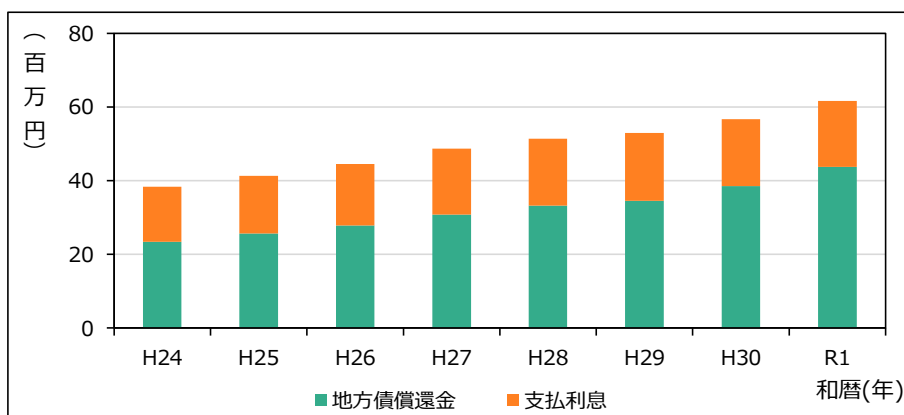


図 2-3-13 地方債償還金（既発債分）の推移（特環）

農集の地方債償還金（既発債分）は、以下のとおり、近年は 95 百万円程度で推移している。

表 2-3-14 地方債償還金（既発債分）の推移（農集）

	項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
地方債償還金	元 金	百万円	65	66	68	70	72	74	76	79
支払い利息	利 子	百万円	29	27	26	24	22	20	18	16

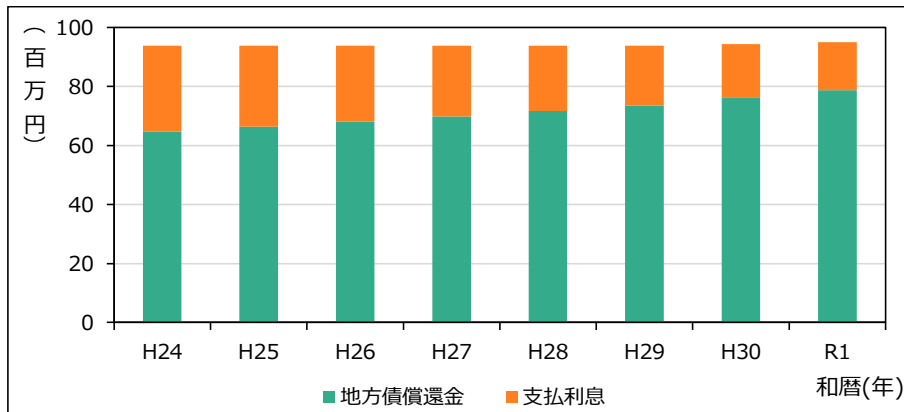


図 2-3-14 地方債償還金（既発債分）の推移（農集）

(4) 料金収入

公共の料金収入は、以下のとおり、近年は 70 百万円程度で推移している。

表 2-3-15 料金収入の推移（公共）

	項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下水道使用料金	料金収入	百万円	63	67	69	72	68	71	72	71

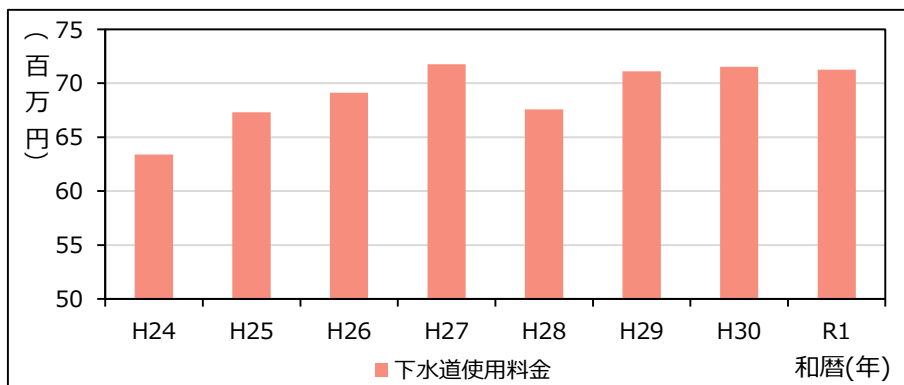


図 2-3-15 料金収入の推移（公共）

特環の料金収入は、増加傾向となっており、平成 24 年と比較すると 20 百万円程度の増加となっている。

表 2-3-16 料金収入の推移（特環）

	項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下水道使用料金	料金収入	百万円	15	16	17	19	28	30	35	37

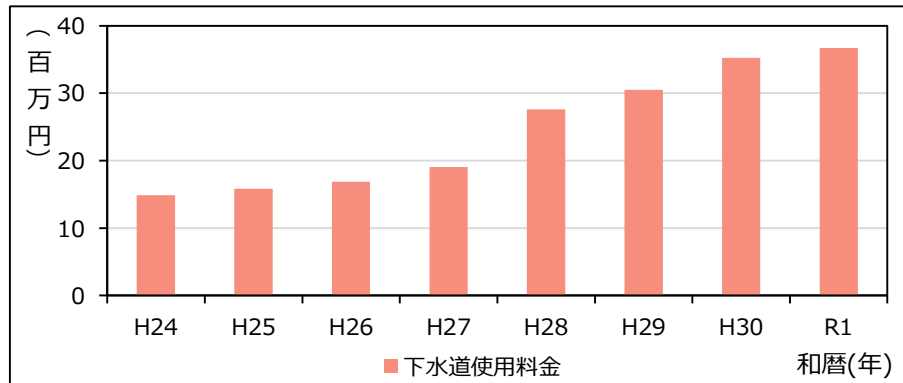


図 2-3-16 料金収入の推移（特環）

農集の料金収入は、以下のとおりである。平成 29 年に城南地区のほぼ全域が、平成 30 年度より天引地区の一部が特環に接続となったため、減少傾向となっている。

表 2-3-17 料金収入の推移（農集）

	項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
下水道使用料金	料金収入	百万円	32	32	33	34	34	30	28	27

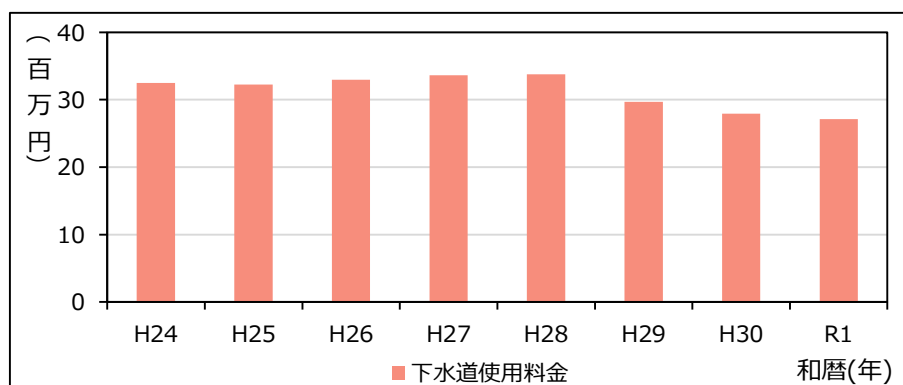


図 2-3-17 料金収入の推移（農集）

(5) 一般会計繰入金

公共の一般会計からの繰入金は、以下のとおりピークを過ぎ、減少傾向にある。

表 2-3-18 一般会計繰入金の推移（公共）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般会計繰入金	百万円	131	130	132	125	125	118	120	114

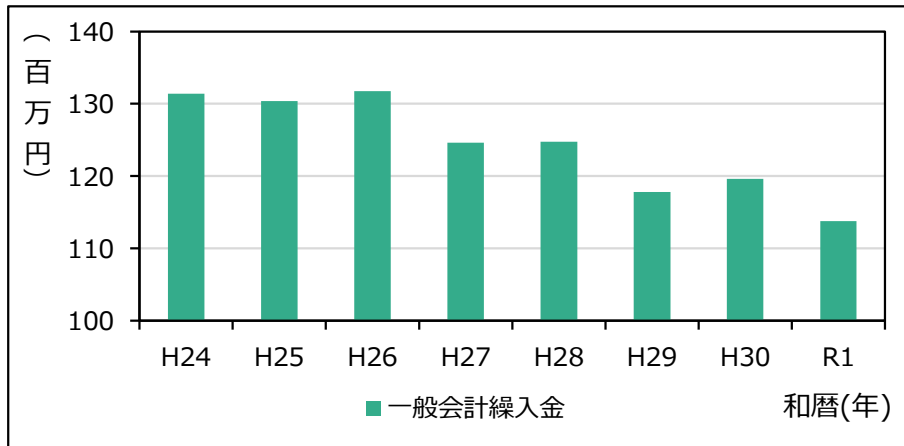


図 2-3-18 一般会計繰入金の推移（公共）

特環の一般会計からの繰入金は、一時的に減少傾向にあったものの、再び増加傾向がみられる。

表 2-3-19 一般会計繰入金の推移（特環）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般会計繰入金	百万円	64	58	62	51	39	47	59	67

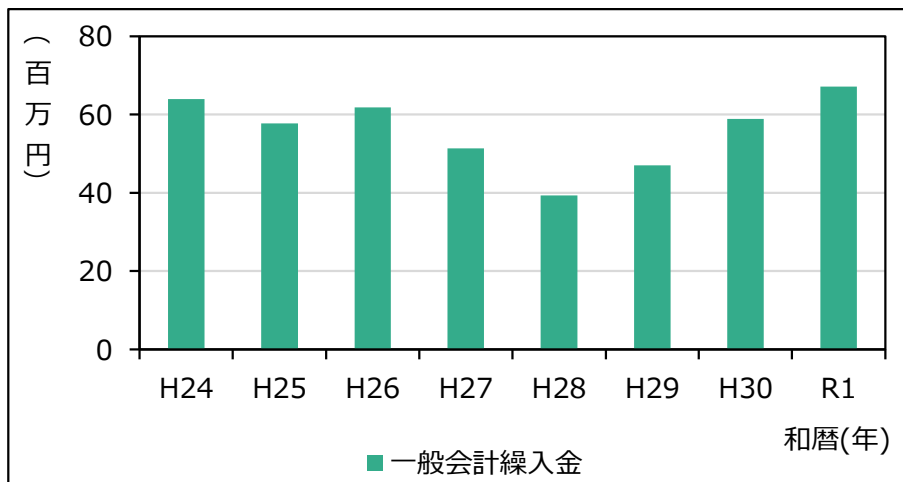


図 2-3-19 一般会計繰入金の推移（特環）

農集の一般会計繰入金は特環と同様に、一時的に減少傾向にあったものの、再び増加傾向がみられる。

表 2-3-20 一般会計繰入金の推移（農集）

項目	単位	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
一般会計繰入金	百万円	110	101	107	104	97	101	104	105

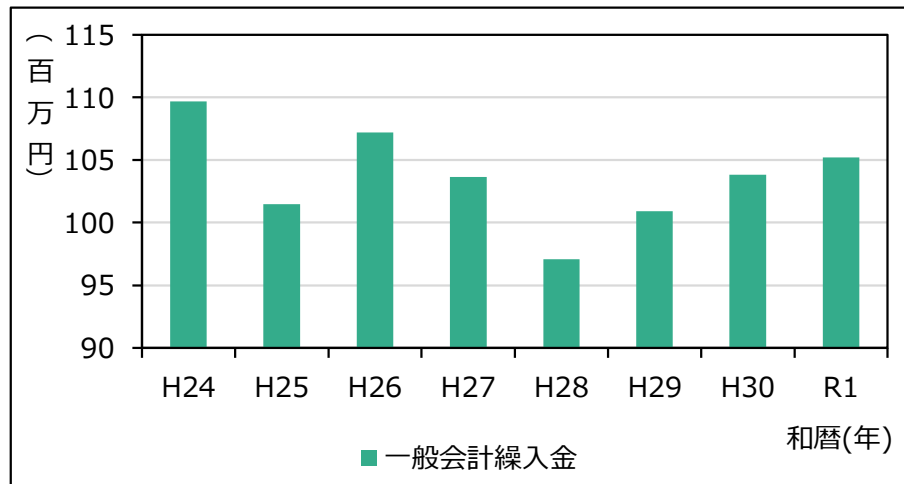


図 2-3-20 一般会計繰入金の推移（農集）

第 3 章 法適用の基本方針検討

3-1 官公庁会計と公営企業会計の比較

地方公営企業法適用前の公共下水道事業などの特別会計は、一般会計と同じく「官公庁会計」を採用している。しかし、地方公営企業法を適用することで「公営企業会計」を採用することになる。

官公庁会計は現金という客観的な事実をもって会計処理を行う方法であるのに対して、「公営企業会計」では、一般企業と同様に資本・資産の概念が存在し、資本的収支・収益的収支を記帳する複式簿記を採用している。

また「公営企業会計」では、予算の弾力的条項により、予算を超える予算執行が可能となり、弾力的な経営が可能となる他に、貸借対照表・キャッシュ・フロー計算書等新たな予算書・決算書類により、他自治体との経営状況の比較が容易となるメリットを持っている。

以下に主な官公庁会計と公営企業会計の相違点を示す。

表 3-1-1 官公庁会計と公営企業会計の相違点

項 目	官 公 庁 会 計	公 営 企 業 会 計
経 理 概 念	現金主義・単式簿記	発生主義・複式簿記
資本・資産の概念	無	有
予 算 方 式	歳入歳出予算	収益的収支予算
予算の弾力条項	一般会計は無 (対象特別会計は条例で制定)	業務上必要な経費のみ対象
予 算 の 繰 越	明許繰越	建設改良費は可
予 算 書 類	予算に関する説明書 ・歳入歳出予算事項別明細書 ・給与費明細書 ・継続費に関する調書 ・債務負担行為に関する調書 ・地方債に関する調書	予算に関する説明書 ・予算の実施計画 ・予定キャッシュフロー計算書 ・給与費明細書 ・継続費に関する調書 ・債務負担行為に関する調書 ・予定貸借対照表 ・予定損益計算書
決 算 書 類	歳入歳出決算書	決算報告書 損益計算書 剰余金計算書 剰余金処分計算書 貸借対照表
決 算 附 属 書 類	証書類 主要な施策の成果を証明する書類 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する事項 財産に関する調書	証書類 事業報告書 キャッシュフロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書
出 納 整 理 期 間	有	無
契 約 の 締 結	議会の議決が必要	議会の議決が不要
監 査 の 根 拠	例月出納検査 決算審査	例月出納検査 決算審査(根拠法に変更あり)

(1) 経理方法

官公庁会計は、現金が発生した事実に基づいて記帳される現金主義を採用しているのに対し、公営企業会計では、料金・費用など経済活動が発生した段階で記帳される発生主義となっている。以下に経理方法の違いを示す。

表 3-1-2 経理方法の違い

経理方法	官公庁会計	公営企業会計
収入	現金の収入が入った時はじめて記帳される。	現金の収入が入る前の段階で収益(未収金)として記帳される。
支出	実際に現金を支払った時点で記帳する。	物品などを購入した場合、物品を検収した時点で費用(未払金)として記帳する。

(2) 資本・資産の概念

官公庁会計では、資本・資産の概念は存在しないのに対して公営企業会計では、資産を得るためにどのような資金(負債・資本)を充てたのか明確に記載している。この概念を利用した財務諸表として貸借対照表等がある。

地方公営企業法を適用していない官公庁会計では公営企業会計移行時に、資産を明確に把握していないため、固定資産調査を行う必要がある。

(3) 簿記方式

官公庁会計では、財貨・貨幣の経済価値の変動のみを記帳する「単式簿記」を採用しているのに対して公営企業会計では、単式簿記と同様に財貨・貨幣の経済価値の変動に加えて、その変動によって生じた他の経済価値の減少も記帳する「複式簿記」を採用している。

(4) 減価償却の概念

官公庁会計では、減価償却の概念は存在しないが、公営企業会計では減価償却の概念がある。

減価償却の例

建物の建築には、多額の費用がかかる。官公庁会計では莫大な費用をかけて建物を建築した場合、かかった費用は全額当該年度に計上される。このため、当該年度の収益は大幅に減少する。

一方で公営企業会計では、建設のために要した費用を次年度以降の収益に貢献する費用として、費用を当該年度の費用とせず資産化し、次年度以降の複数年(建物の耐久年数)で減価償却することで、費用を分散することができる。

(5) 収支区分

官公庁会計は、収入全部を歳入、支出全部を歳出として計上し、差引剰余金（繰上充用金、繰越金）を計算する。

一方公営企業会計では、損益取引と資本取引の 2 種類の取引から期間損益計算を行っている。予算も、収益的収支（損益取引）・資本的収支（資本取引）の 2 区分に分け作成される。

<p>損益取引：当該年度において費用として計上されるもの (施設使用料・人件費・維持管理費等)</p> <p>資本取引：翌年度以降に費用を数年間に分けて計上されるもの (起債、国費、建設費等)</p>
--

(6) 決算スケジュールの変更

公営企業会計の決算は、官公庁会計とは異なり出納整理期間がなくなった。このため、3 月 31 日に決算を処理し、2 か月以内に決算を調整する必要がある(地方公営企業法第 30 条第 1 項)。

5 月 31 日までに当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類等を地方公共団体の長に提出する必要がある。決算書類の相違点を以下の表に示す。

出納整理期間がないため、官公庁会計と比較して決算の確定が早くなる他、決算実績を次期の経営にすぐ反映することが可能である。

表 3-1-3 官公庁会計と公営企業会計の決算書類の相違点

区 分	官 公 庁 会 計	公 営 企 業 会 計
決 算 書 類	歳入歳出決算	決算報告書 損益計算書 剰余金計算書又は欠損金計算書 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 貸借対照表
決算附属書類	証書類 主要な施策の成果を説明する書類 歳入歳出決算事項別明細書 実質収支に関する事項 財産に関する調書	証書類 事業報告書 キャッシュフロー計算書 収益費用明細書 固定資産明細書 企業債明細書

出典：ぎょうせい「やさしい公営企業会計第 2 次改訂版（平成 26 年）」 P166

(7) 予算書類の変更

官公庁会計は歳入歳出に重点が置かれているのに対して、公営企業会計では、予算書類の項目の中に、予算の実施計画・決算時の書類となる 3 つの財務諸表の提出が必要となることから予算の効率的運用に重点が置かれている。このため、公営企業会計では予算の効率的運用が求められる。

表 3-1-4 予算書類の相違点

項 目	官 公 庁 会 計	公 営 企 業 会 計
予算書類	予算に関する説明書 ・歳入歳出予算事項別明細書 ・給与費明細書 ・継続費に関する調書 ・債務負担行為に関する調書 ・地方債に関する調書	予算に関する説明書 ・ 予算の実施計画 ・給与費明細書 ・継続費に関する調書 ・債務負担行為に関する調書 ・ 予定キャッシュ・フロー計算書 ・ 予定貸借対照表 ・ 予定損益計算書

※太字：公営企業会計で、新たに整備する財務資料

3-2 公営企業会計において作成する財務諸表

公益企業会計は官公庁会計とは違い、経営の効率性に重点を置いていることから予算及び決算において経営成績の見える化が求められている。

このため予算・決算書類として、資本の流れを表す貸借対照表、事業の収益の損益を測る損益計算、各事業活動の現金の流れを示し活動ごとの状況を把握するキャッシュ・フロー計算書の3つの財務諸表を作成する必要がある。

しかし、官公庁会計では、今までは一般会計と同様に歳入歳出予算であるため、下水道事業の資産を明確に把握する作業はなかったといえる。

このため、官公庁会計から公営企業会計に移行する前に、下水道事業が保有する資産・資本を明確に把握する固定資産調査を行い、固定資産台帳を作成する工程が必要となる。そして固定資産台帳を基本に予定開始貸借対照表を作成する必要がある。

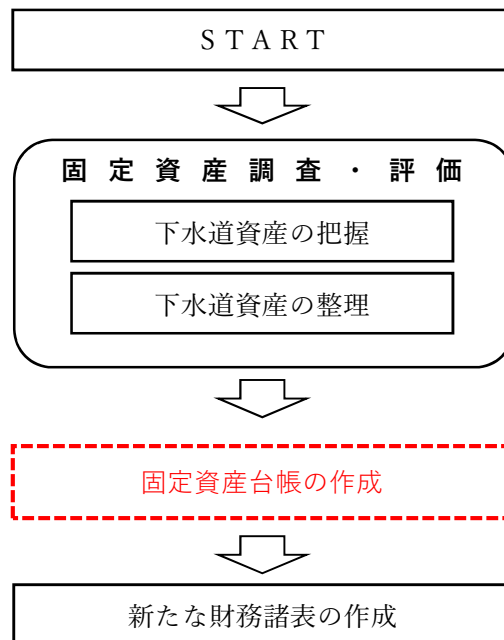


図 3-2-1 新たな財務諸表の作成の流れ

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、公営企業会計において資本的収支を表す財務諸表であり、一定期間における事業が保有する全ての財産を総合的に示したものである。

平成〇〇年度××町下水道事業貸借対照表(イメージ)
(平成△△年3月31日)

【資産の部】		金額	【負債の部】		金額
固 定 資 産		385,647,047	固 定 負 債		158,850,390
有 形 固 定 資 産		385,085,147	企 業 債		157,799,790
土 地		10,129,996	リ ー ス 債 務		321,800
建 物		70,396,056	退 職 給 付 引 当 金		729,000
構 築 機 械 及 び 装 置		264,806,815	流 動 負 債		8,910,218
車 両 運 搬 機 具		2,119,011	企 業 債		3,007,850
工 具 、 器 具 及 び 備 品		2,898,130	リ ー ス 債 務		160,800
リ ー ス 資 産		1,725,000	未 払 金		5,556,568
建 設 仮 勘 定		0	未 払 費 用		8,000
減 価 償 却 累 計 額		▲ 8,053,700	前 受 金		32,000
無 形 固 定 資 産		541,900	賞 与 引 当 金		50,000
借 地 権		261,600	そ の 他 流 動 負 債		95,000
地 上 権		58,600	繰 延 収 益		3,807,000
特 許 権		29,300	長 期 前 受 金		4,421,000
施 設 利 用 権		192,400	収 益 化 累 計 額		▲ 614,000
投 資 そ の 他 の 資 産		20,000	負 債 合 計		171,567,608
投 資 有 価 証 券		20,000			
流 動 資 産		20,344,950	【資本の部】		金額
現 金 預 金		6,745,394	資 本 金		197,657,757
未 収 金		10,842,396	剰 余 金		36,766,632
貸 倒 引 当 金		▲ 209,000	資 本 剰 余 金		32,781,668
貯 蔵 品		2,916,160	再 評 価 積 立 金		32,742,868
前 払 費 用		50,000	受 贈 財 産 評 価 額		38,800
			利 益 剰 余 金		3,984,964
			減 価 積 立 金		0
			当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		3,984,964
資 産 合 計		405,991,997	資 本 合 計		234,424,389
			負 債 ・ 資 本 合 計		405,991,997

資産の部

土地、建物、権利、現金・預金など企業の所有財産が記載されています。

負債の部

企業債など支払義務があるものなどが記載されています。

左半分は「企業の持ちもの」

企業の財産がどのような状態で、いくらあるか把握できます。

右半分は「資産の源泉」

企業の財産がどのような財源でつくれたか把握できます。

※ 公営企業会計では報告式を採用しているが、イメージを表すため、上記の例は勘定式で表示している。
 ※ 減価償却累計額については、本来は資産区分ごとにその控除項目として記載することになっているが、上図ではシンプルに表すため、合計額を一括して表示している。

出典：「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成 31 年 3 月改訂版）」総務省 P16

図 3-2-2 貸借対照表の概念

(2) 損益計算書

損益計算書は、公営企業会計において収益的収支を表す財務諸表であり、ある事業年度における収入（収益）と支出（費用）を示し損益の面から事業の経営成績を確認することができる。

平成〇〇年度 × × 町下水道事業損益計算書(イメージ)	
(平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで)	
1 営業収益	61,341,600
下水道使用料	34,575,600
雨水処理負担金	23,049,000
受託事業収益	3,413,000
その他営業収益	304,000
2 営業費用	50,629,100
管渠費	6,161,750
処理場費	18,486,950
受託事業費	3,490,000
総係費	13,565,600
減価償却費	8,146,800
資産減耗費	605,000
その他営業費用	173,000
営業利益	10,712,500
3 営業外収益	1,052,164
受取利息及び配当金	213,140
長期前受金戻入	614,000
雑収益	225,024
4 営業外費用	7,799,700
支払利息及び企業債取扱諸費	7,708,200
雑支出	91,500
経常利益	3,964,964
5 特別利益	70,000
固定資産売却益	70,000
6 特別損失	50,000
減損損失	50,000
当年度純利益	3,984,964
前年度繰越利益剰余金	0
その他未処分利益剰余金変動額	0
当年度未処分利益剰余金	3,984,964

3つの段階で利益を把握

利益 = 収益 - 費用

① 営業利益

通常の業務活動の損益の結果が表示されます。

② 経常利益

通常の業務活動に関する損益に加えて資金調達等に関する損益の結果が表示されます。

③ 純利益

1年間の全ての損益の結果が表示されます。

出典：「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成 31 年 3 月改訂版）」総務省 P20

図 3-2-3 損益計算書のイメージ

(3) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、ある事業年度の資金状況を活動区分別に体系化し表示したものである。キャッシュ・フロー計算書により一定期間の現金の流れを知ることができる。

平成〇〇年度 × × 町下水道事業キャッシュ・フロー計算書(イメージ)
(平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	3,984,964
減価償却費	8,146,800
減損損失	50,000
長期前受金戻入額	▲ 614,000
受取利息及び配当金	▲ 213,140
支払利息及び企業債取扱諸費	7,708,200
固定資産除却損	557,000
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 70,000
未収金の増減額(▲は増加)	▲ 2,541,698
未払金の増減額(▲は減少)	2,066,074
たな卸資産の増減額(▲は増加)	▲ 30,959
引当金の増減額(▲は減少)	968,000
その他流動資産の増減額(▲は増加)	▲ 25,000
その他流動負債の増減額(▲は減少)	▲ 10,000
小計	19,976,241
受取利息及び配当金	213,140
支払利息及び企業債取扱諸費	▲ 7,708,200
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,481,181
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 38,396,800
有形固定資産の売却による収入	300,000
無形固定資産の取得による支出	▲ 65,000
一般会計等繰入金による収入	3,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 34,661,800
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	25,000,000
企業債の償還による支出	▲ 3,076,940
リース債務の支払額	▲ 160,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,762,260
資金増加額(又は減少額)	▲ 418,359
資金期首残高	7,163,753
資金期末残高	6,745,394

業務活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務活動の実施による資金の収支や投資活動、財務活動以外の収支が表示されます。

投資活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却の収支が表示されます。

財務活動によるキャッシュ・フロー

増資、減資による収支や資金調達、返済に関する収支が表示されます。

<キャッシュ・フロー計算書の読み方の例>

	業務活動	投資活動	財務活動	概要
パターン①	プラス	マイナス(Δ)	マイナス(Δ)	本業の業績は概ね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ建設改良に係る投資も実施しているため、比較的良好的な経営状況にあると想定される。
パターン②	プラス	マイナス(Δ)	プラス	本業の業績は概ね良好であるが、建設改良に係る投資財源を有利子負債に依存し、かつその残高が増加しているため、今後の返済負担増加が想定される。
パターン③	マイナス(Δ)	マイナス(Δ)	プラス	本業の業績が厳しく、建設改良に係る投資財源に加え、日常の運転資金も有利子負債に依存している可能性があるなど、資金繰りが非常にタイトになっていると想定される。

出典：「地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」総務省 P21

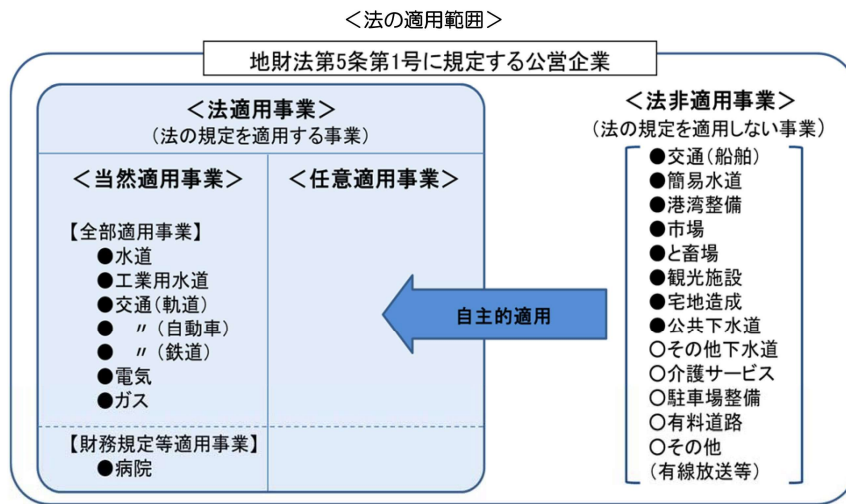
図 3-2-4 キャッシュ・フロー計算書のイメージ

3-3 法適用対象事業の検討

地方公営企業法は、全ての種の地方公営企業に適用されるものではなく、業種により法の全部（財務・組織・職員の身分）適用（以降「全部適用」という。）が義務付けられているものや、法の一部（財務のみ）適用（以降「一部適用」という。）が義務づけられているもの、または2種類を自由に選択できる場合の3つのパターンが存在する。

詳細については図 3-3-1 に地方公営企業法適用範囲と適用事業を示す。

- ①地方公営企業法を全部適用するもの:水道事業等の法定7事業
- ②地方公営企業法の一部を適用するもの：病院事業
- ③双方を任意に選択できるもの：公共下水道事業等



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

出典：「地方公営企業法に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）」総務省 P4

図 3-3-1 地方公営企業法適用範囲と適用事業について

本町における下水道事業としては、公共下水道事業のほか特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業を運営している。農業集落排水は3地区あり、令和6年までに2地区が公共下水道に編入予定である。また、残り1地区においても令和10年度に公共下水道へ編入予定となっている。

総務省によると、人口3万人未満の団体においては令和6年までに地方公営企業の運用を推進していることから、本町では全下水道事業（「公共下水道事業」及び「特定環境保全公共下水道事業」、「農業集落排水事業」）に対し、地方公営企業法を適用するものとする。

3-4 適用範囲の検討

地方公営企業法は、地方公共団体が経営する企業に適用される場合は、全部適用とするか、一部適用とするか選択する必要がある。

3-4-1 全部適用・一部適用の相違点

全部適用、一部適用の大きな違いは、地方公営企業法の財務規定・組織体制・職員身分の3つの範囲を何処まで適用するかにある。

全部適用では、地方公営企業法の財務規定・職員身分・組織体制の3つ範囲を適用するものに対して、一部適用は地方公営企業法の財務規定の範囲のみ適用とするものである。

お互いに共通することは、地方公営企業法の財務規定を適用することである。このため、従来的一般会計とは異なる会計方式を導入する必要があるが双方にある。

また、全部適用では地方公営企業法の組織体制・職員身分の2つの範囲を適用することになるため、一部適用とは大きな違いが現れる。

組織体制に着目すると、全部適用では原則として管理者を設置する必要があるのに対して一部適用では従来どおり行政の首長が務める等の違いがある。

職員の身分では、全部適用の場合に地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法の適用を受けるのに対して一部適用では従来地方公務員法の適用を受けるため、一部適用の場合では公務員の規定となる「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」（日本国憲法第15条第2項より）ため、政治的行為に対して制限がある。

一方全部適用では、公務員の性質を保ちながら地方公営企業員の性質が認められるので、政治的行為の制限がないなどの違いがある。

次頁に地方公営企業法「全部適用」・「一部適用」の相違点について詳細を示す。

表 3-4-1 地方公営企業法全部適用・一部適用の相違点

項 目	全 部 適 用	一 部 適 用
定 義 (適用条項)	<p>地方公営企業法の総則、及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 組織（第2章第7条～第16条） ◆ 財務（第3章第17条～第35条） ◆ 職員（第4章第36条～第5章第39条の3） 	<p>地方公営企業法の総則、雑則及び下記の条項に準じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 財務（第3章第17条～第35条）
財 務 規 定	<p>地方公営企業法の財務規定に準じて、一般行政と異なる会計方式（発生主義、複式簿記、損益取引と資本取引に分離した経理など）の採用により経営内容が明確となる。</p>	<p>全部適用の場合と同様である。</p>
組 織 体 制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として管理者を設置する。 ◆ 企業管理者は、会計事務・予算原案の作成・決算の調整・職員人事・契約等の地方公営企業における業務全般の権限を有し、議会の関与や長の指揮監督を必要最低限にとどめ、自らの判断と責任において事業体の運営ができ、企業としての独立性が確保できる。 ◆ ただし、一部の権限（予算調製権、議案提出権、決算の審査、過料（罰の一種）を科す権限など）は長に留保される。 ◆ 企業の具体的な状況に応じて条例で定めることにより管理者を置かないことができる。その場合の管理者の権限は長が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理者の権限は長が行う。
職 員 の 身 分	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業職員として地方公営企業法及び地方公営企業労働関係法の適用を受ける。 ◆ 労働組合法、最低賃金法、労働基準法の一部が適用対象となる。 ◆ 政治的行為の制限がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般行政職員と同様に地方公務員法の適用を受ける。 ◆ 政治的行為の制限がある。
経 営 上 の 特 徴	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 議会の関与や長の指揮監督を最小限にとどめ、企業自らの判断と責任において機動的な経営が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 財務規定の運用により経理内容が明確となる。 ◆ 組織的には一般行政の一部であり責任及び権限は限られる。

出典：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-」（公）日本下水道協会 P12

なお、本町では水道事業にて「全部適用」を採用していることから、将来的に水道課として管理部門等を統合することが可能となり業務の効率化につながることを考慮し、**下水道事業についても「全部適用」を採用することとする。**

3-4-2 管理者の設置方針

地方公営企業法では、企業の経営を適切かつ効率的に行い、企業の自立性・独立性・経済性を発揮させるため管理者制度を設けている。管理者は、地方公営企業の職務執行上広範な権限が与えられ、管理者の名と責任において地方公営企業の業務を執行し、その業務に関して地方公共団体を代表することとされている。

地方公営企業法の適用範囲によっては管理者の設置について違いが生じる。原則全部適用では管理者を設置し（地方公営企業法第 7 条）、一部適用の場合、管理者の設置は必要ではなく従来と同様に地方公共団体の長が務める（地方公営企業法第 8 条第 2 項）。

しかし、全部適用の場合の管理者は条例を制定することで、管理者を設置しないことも可能である。

表 3-4-2 管理者の設置状況に関する法適用範囲の相違点

項 目	全 部 適 用		一 部 適 用	
	管理者設置	管理者非設置	—	—
事 務 体 制	—	—	会計管理者に 事務委任する	会計管理者に 事務委任しない
	首長 管理者 企業出納員	首長 ※条例により設置 しないことが可能 企業出納員	首長 会計管理者 企業出納員	首長 企業出納員
	企業出納員	企業出納員	企業出納員	企業出納員
出納及び会計事務	企業出納員	企業出納員	会計管理者	企業出納員
予 算 調 整	管理者が原案作成 首長が調整	首長が調整	首長が調整	首長が調整
決 算 調 整	管理者が調整	首長が調整	会計管理者が調整	首長が調整

出典：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015 年版-」（公）日本下水道協会 P13 抜粋（一部加筆修正）

本町においては、水道事業の管理者を町長としている。業務の効率化へ向け、将来的に水道課として管理部門等を統合する可能性や、新たに管理者を設定する費用を節減できること等を考慮し、下水道事業においても管理者は町長とする。

3-5 法適用時期及びスケジュール

本町の下水道事業は、令和 6 年 4 月 1 日に企業会計に移行する計画である。以下に示すとおり、関連事業のスケジュールを勘案し、速やかに移行が行えるように十分な調整が必要となる。

時期 業務	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
下水道整備	管路工事		農集排 接続時期検討要		
下水道管路 台帳整理	舗装復旧				
事業変更認可 全体計画見直し	管路台帳図作成				
ストック マネジメント	2年間の延伸 農集排2地区編入予定				
経営戦略	ストック マネジメント 基本計画				
経営戦略	経営戦略策定				
公営企業適用	企業会計移行 基本計画 農集排を検討	移行事務の準備・固定資産台帳整備 ⇒ 移行事務・各種システム整備			令和6年4月1日 移行

※農集排3地区（城南上野地区、天引地区、善慶寺国峰地区）については、公共下水道への編入を計画している。
 城南上野地区（令和4年度に接続予定） 天引地区（令和3年度に接続予定）
 善慶寺国峰地区（令和10年度に富岡市農集排・岡本地区との共同化を予定。富岡市流域下水道投下点へ接続予定。
 農集排3地区の編入は、今年度県下水道部局との協議並びに事業認可申請を行う予定。内容しだいでは、予定年度以降（令和5年度以降）の編入となる。

図 3-5-1 本町の下水道事業 業務スケジュール（案）

(1) 法適用移行スケジュール

地方公営企業会計に移行するためのスケジュールを策定する。

移行業務は、下水道事業・会計システム等のさまざまな知識と膨大な資料の整理が必要なことから民間に委託する。

移行作業は下記のとおり3つあり、そのうち「①資産の整理」には2～3年の期間が必要とされている。

- ①資産の整理：固定資産、負債、資本の調査及び評価
- ②庁内調整：予算調整、打ち切り決算事務及びその他の事務手続き
- ③法適用に伴う事務手続き：税務署への届出、条例規則の改廃等

(2) 業務システム導入

従来の官公庁会計でなく、複式簿記による企業会計となるため、公営企業会計専用の業務システムを導入する必要がある。

現行の事務手続きでも連携している以下の既存の内部事務系システムと連携が必要となる。

- ①財務会計システム：会計、契約
- ②人事給与システム
- ③起債システム

これらのシステムとの円滑な調整、スムーズな連携、安定した運用が求められることから、令和 3 年度に予算要求、令和 4 年度には委託契約を行い公営企業会計専用の業務システムを構築する。

令和 5 年度にはシステムを仮稼動し、仮決算、仮予算資料作成、さらに従来 of 会計制度との違いを確認するなど令和 6 年度の制度移行に備える。

(3) 今後（令和 3 年度以降）の移行手続き等

今後、関係各課、機関などと調整を行い、庁内の協力が必要になる。また、以下のような事項を実施していく。

- ・ 下水道事業の法適用について庁内周知する。
- ・ 関係各課に協力を依頼し、業務内容・業務フロー等のヒアリングを行い、移行前後の事務の変更等を確認し事務負担の調整を図る。
- ・ 移行事務及び法適用後の日常業務のため、公営企業会計等に関する知識が必須となることから職員研修を実施する。

基本計画策定後の令和 3 年度以降は、資産台帳の整理を行い、公営企業会計システムの調整・構築、条例規則の改廃などの手続きを行う。

第 4 章 資産の基礎調査

4-1 固定資産について

地方公営企業法では「地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。(地方公営企業法第 20 条第 2 項)」とされている。

また、公営企業会計では、官庁会計と異なり予算とともに決算にも重点を置く観点から、予算・決算書類として貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成することになる。

- ①貸借対照表の確立 ⇒ 保有資産の経済的価値を明らかにする
- ②損益計算書の確立(料金原価計算) ⇒ 投資資金の期間配分額を明らかにする

このように、法適用する地方公営企業は、必ず資産を一定の基準に沿って整理し、その価値を明確にする必要がある。

従って過年度の投資資金が現在、資産としてどのような価値を持つ状態で存在し、運用されているのか、また、それに関連して将来どのような費用が生ずるのかを明らかにする必要があることから資産調査を実施する。

4-1-1 資産とは

公営企業会計は、経営が継続していくことを前提として、1 事業年度という定められた単位期間における期間損益を算定することを基本的目的としている。しかしながら、この期間計算においては収入の全てがその期間の収益とはならず、また、支出についても、全てがその期間の費用となるわけではない。例えば、管路施設の建設改良のように、その支出の効果が数年間にわたって持続するものについては、公営企業会計ではその年度の費用とはせず、翌年度以降に繰り延べられ、翌年度以降の期間計算の費用(減価償却費)として計上されていく。

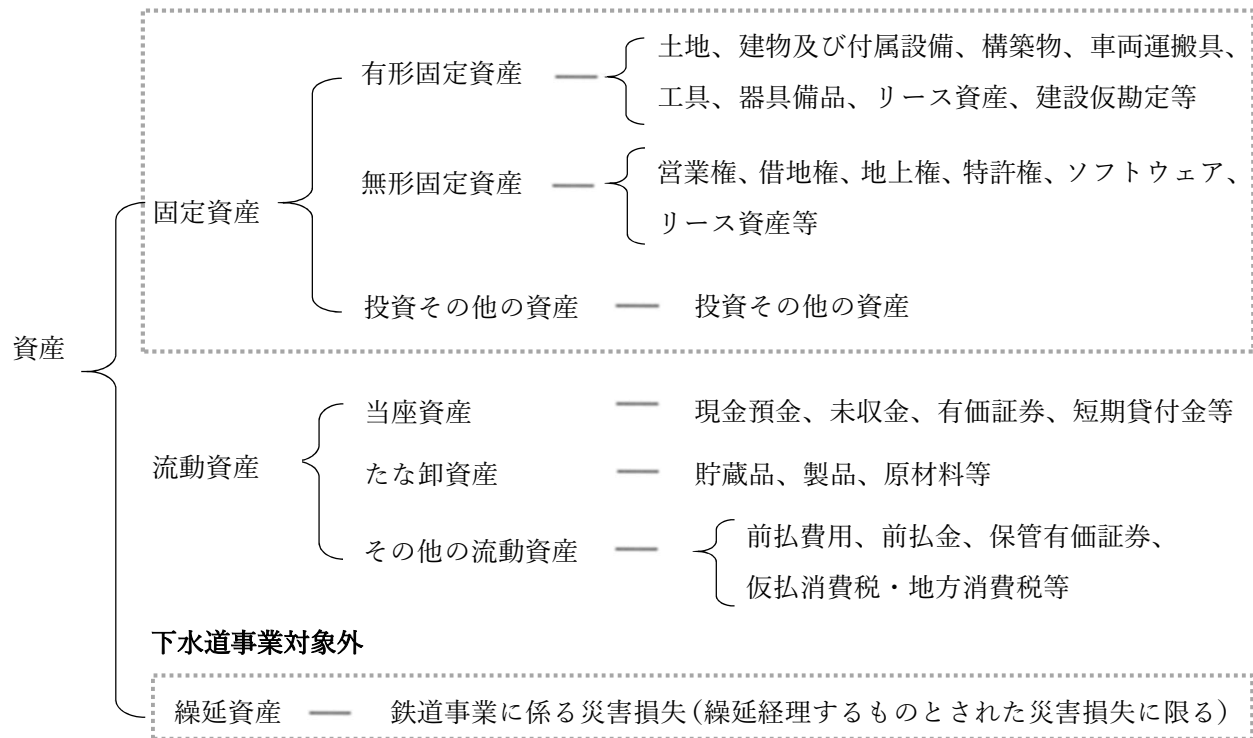
このように、支出した額の一部は、その年度の費用とは別の経済価値として次年度以降に残される。公営企業が所有するこれらの経済的価値が資産と呼ばれるものである。

4-1-2 資産の分類

資産は将来収益を得るのに役立つものであり「固定資産」、「流動資産」及び「繰延資産」の 3 つに分類される(地方公営企業法施行令第 14 条)。「固定資産」と「流動資産」の区分は、1 年という期間を設定して、その期間内に換金できる資産を「流動資産」、そうでない資産を「固定資産」としている。(一般的にワン・イヤー・ルールといわれている)

資産分類を、次頁に示す。

資産調査対象



※繰延資産として計上が認められるものは、鉄道事業に係る災害(鉄道事業法で国土交通大臣の許可を受けた場合に限る。)による損失のみとなっている。

出典:「下水道事業における公営企業会計導入の手引き(移行対応版)-2015年版-」(公)日本下水道協会 P27

図 4-4-1 資産の分類

これら資産のうち、資産調査の対象となるものは、有形固定資産、法律上の権利等を示す無形固定資産及び投資その他の試算に分類される「固定資産」である。

4-2 下水道における固定資産

次に、具体的に下水道事業を対象とした場合の固定資産についてまとめる。下水道事業のように、法の適用が任意となっている企業の資産については、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」（平成 24 年 10 月 19 日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）によって、同通知に定める勘定科目表に準じて区分することとされている。固定資産勘定科目による区分表の例を次表に示す。

表 4-2-1 固定資産の区分表の例①

区 分		説 明	
有形 固定 資産	土地	事務所、施設用等のための用地等	
		事務所用地	庁舎等専ら事務所のために用いる用地
		施設用地	管路、中継ポンプ場、処理場用地等施設のために用いる用地
		その他用地	倉庫等上記以外の用地
	建物	事務所、施設用等の建物であり、建物に付属する電気、冷暖房、換気等の設備を含む	
		事務所用地	庁舎等専ら事務所の用に供されている建物
		施設用建物	ポンプ場、処理場等の施設用建物
		その他建物	倉庫等上記以外の用に供されている建物
	構築物	下水管路等土地に定着する土木施設及び工作物	
		管路施設	排水用の管路、人孔、ます等の施設
		ポンプ場施設	下水をポンプにより揚水又は圧送するための施設
		処理場施設	下水処理のための施設
		その他構築物	上記以外の構築物
	機械及び装置	下水の排水、処理等の作業用の機械及び装置	
		電気設備	下水設備の受配電設備、変圧器設備等
		ポンプ設備	ポンプ設備等
		処理機械設備	下水の処理に要する設備等
		その他機械装置	上記以外の機械及び装置
	車両運搬具	自動車、車両及びその他陸上運搬具	
	工具、器具及び備品	機械及び装置の付属設備に含まれない工具、器具及び備品で、耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上のもの	
リース資産	リース契約の内容によってリース資産計上対象となったもの		
建設仮勘定	資産の取得を行ったが、未完成等により当該資産が供用されない場合など		
その他有形固定資産	上記以外の有形固定資産		

注) 有形固定資産とは、営業の用に供する目的をもって所有する資産で、土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の工具、及び備品等をいう。

出典：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015 年版-」（公）日本下水道協会 P34

表 4-2-2 固定資産の区分表の例②

区 分		説 明
無形固定資産	営業権	企業信用などにより超過収益力をもたらす権利
	借地権	借地借家法に規定する権利
	地上権	民法第 265 条に規定する権利
	特許権	特許法第 66 条規定する権利
	ソフトウェア	その利用により将来の収益獲得等が確実であると認められるソフトウェアなど
	リース資産	無形固定資産に属するリース資産
	施設利用権	電気供給施設利用権、ガス供給施設利用権等
	流域下水道施設利用権	流域下水道建設に伴う費用を負担し、その施設を利用して公共下水道の排水を処理することができる権利
	その他無形固定資産	上記以外の無形固定資産
投資その他資産	水洗便所 改造資金等貸付金	水洗便所改造及び宅地内排水設備工事費に対する長期貸付金
	出資金	外郭団体そのほかに出資した資金等
	基金	基金設置条例に基づき、特定預金等の形態で保有するもの
	その他資産	上記以外の投資

注) 無形固定資産とは、有償で取得した借地権及び地上権等をいい、有償で取得したものに限る。投資とは、長期的な投資に該当するもの等をいう。

出典：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-」（公）日本下水道協会 P35

4-3 固定資産の登録単位

マニュアルでは、固定資産台帳への標準的な資産登録単位として、償却資産については「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」+「②自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」とすることが標準的な手法（以降「標準整理手法」という。）とされている。

①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位

固定資産の種別とは、地方公営企業法施行規則別表第 2 号及び第 3 号並びに「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について（通知）」（H24.10.19 公営企業課長通知）別紙 2 の「細目」に対応した、耐用年数をもとにした分類である。

耐用年数や取得年度が異なる資産を同一の単位で登録した場合には、減価償却の額を適切に算定できないため、貸借対照表や損益計算書を作成することが困難なことから、これらを区分して登録することが固定資産台帳を整備する上で重要となる。

②固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位

上記①の分類に加えて、各事業において該当する固定資産の整備・管理の実情等を踏まえて、固定資産台帳を活用する用途や固定資産台帳のメンテナンス等も考慮しつつ、より合理的な分類区分（例：工事、取替、設計、管理、区域、管種等）を設定し、当該区分で分類することが適当である。

なお、マニュアルによれば、移行時においては、それまでに取得した固定資産の情報の把握が困難な状況にある場合、簡易整理手法（上記①の分類のみを行う手法）を採用することをやむを得ないものとしている。

しかしながら、これはあくまでも移行時の取扱いであり、法適用後に取得した固定資産については標準整理手法等に基づき整理し、長期的には適切な水準で固定資産台帳が整備されるように留意することが必要である。

上記を踏まえ、資産の調査方法や資産の整理単位などについて十分に検討した上で調査基本方針を策定し、計画的かつ合理的な資産調査・評価を実施する必要がある。

表 4-3-1 固定資産台帳への登録単位

整理手法	移行時
①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位 + ②自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位	①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位

出典：総務省「地方公営企業法に関するマニュアル（平成 31 年 3 月改訂版）」 P45

4-4 既存資料の状況把握

これまで述べてきたとおり、固定資産台帳等の整備を行うため、資産情報の整理が必要となるが、それに先立って、過去に作成された決算資料等の保存状況等を把握する必要がある。

資料がどの程度保存されているかによって、資産情報の整理のための事務量等は左右される。資料が滅失している場合には、現物を確認した上で、資産の取得時期、帳簿原価（取得価額）を推計していく作業等が発生する。資料は、紙ベースだけでなくデータとして残っている場合もあるため、どの資料がどの期間分どの場所にあるかを把握する。

4-4-1 資産関連資料の収集

標準整理手法における調査対象資料（例）を以下の表に示す。

表 4-4-1 調査対象資料の概要（例）

調査対象資料	収集する主な情報	主な利用用途
決算書	<ul style="list-style-type: none"> ・年度・節別の歳出・歳入項目 ・建設支出及び財源の抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別の建設（資産取得に係わった）支出及び財源の総括表を作成
決算説明書	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における主要な建設工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別における主要な建設工事の一覧 →取得資産の区分を行うのに用いる
決算統計	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における総事業費 ・総事業費に対する財源 ・総事業費の使用用途 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算説明書の主要な建設工事にて区分ができない場合、決算統計の総事業費の使用用途（管路、ポンプ場、処理場）を用いて資産区分を行う
消費税申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・各節項目別の課税・不非課税区分 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書の税抜き処理
工事台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・各建設工事の概要及び契約情報 ・建築区分、取得財源、排水区分、補助区分 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別における建設工事の一覧
設計書	<ul style="list-style-type: none"> ・工事台帳がない場合の補完資料 ・資産数量・取得原価 ・取得資産（工事）の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度別建設工事一覧の補完資料として利用 ・施設工事の内訳などの確認 ・実体資産との突合を行う場合の位置の特定
下水道台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳に工事情報が付加されていれば使用する ・資産数量 ・実態資産の位置情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事一覧の抽出（システム等であれば可能） ・取得資産（工事）との突合を行う場合の位置の特定
施設機器リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の資産情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の資産情報構築
完成図書	<ul style="list-style-type: none"> ・資産情報の補完資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設工事の内訳などを確認
財産台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、備品の資産情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、備品の資産情報構築
受贈資産関連資料	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈、寄贈施設の資産情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・受贈資産情報の構築
リース契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産の契約内容と資産情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース資産計上方針の検討と資産情報構築
無形固定資産資料	<ul style="list-style-type: none"> ・電話加入権などの資産情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・無形固定資産の情報構築

出典：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き（移行対応版）-2015年版-」（公）日本下水道協会 P62

4-4-2 本町の下水道事業における資産資料

前頁の調査対象資料の概要（例）を参考に本町の下水道事業における資産に関する資料について状況把握を行う。下水道事業に着手した年度から現在（最新）までの資産調査に有用と思われる資料について調査し、保管状況や取得できる情報等を整理するものとする。対象資料は概ね次のとおりである。

なお、これらの調査に必要となる資料については、本町で保存している範囲内のものとする。

- (1) 工事台帳
- (2) 設計図書及び工事請負業者一覧表
- (3) 下水道台帳
- (4) 決算統計資料
- (5) 消費税申告書
- (6) 公債台帳
- (7) 備品台帳
- (8) 土地台帳
- (9) 国庫補助申請書
- (10) その他資産に係る資料

(1) 工事台帳

下水道事業における工事台帳について、公共下水道（特環含む）については整備開始年度は昭和 62 年度であるが、平成 12 年度以前の資料は廃棄済みのため、平成 13 年度～令和元年度について整理を行った。保管場所は甘楽町役場（本庁舎）書庫である。

農業集落排水事業（以降「農集排」という。）の工事台帳については、整備事業の期間である平成 2 年度～平成 16 年度について、善慶寺・国峰地区汚水処理施設に保管されている。



甘楽町庁舎



甘楽町庁舎工事台帳棚



善慶寺・国峰地区汚水処理施設



工事関係図書保管場所

表 4-4-2 工事台帳（公共・特環）

年度	有無	保管場所	件数(件)	請負額(円)
S62~H12	×	—	—	—
H13	○	甘楽町役場（本庁舎）	13	284,946,000
H14	○	甘楽町役場（本庁舎）	14	383,103,000
H15	○	甘楽町役場（本庁舎）	9	238,064,000
H16	○	甘楽町役場（本庁舎）	12	202,974,450
H17	○	甘楽町役場（本庁舎）	10	152,574,000
H18	○	甘楽町役場（本庁舎）	13	107,667,000
H19	○	甘楽町役場（本庁舎）	10	150,630,500
H20	○	甘楽町役場（本庁舎）	10	153,163,500
H21	○	甘楽町役場（本庁舎）	15	167,518,050
H22	○	甘楽町役場（本庁舎）	12	133,717,600
H23	○	甘楽町役場（本庁舎）	2	30,492,000
H24	○	甘楽町役場（本庁舎）	8	179,298,000
H25	○	甘楽町役場（本庁舎）	14	217,897,500
H26	○	甘楽町役場（本庁舎）	11	316,472,400
H27	○	甘楽町役場（本庁舎）	11	219,525,120
H28	○	甘楽町役場（本庁舎）	9	222,652,800
H29	○	甘楽町役場（本庁舎）	8	192,121,200
H30	○	甘楽町役場（本庁舎）	10	184,053,600
R1	○	甘楽町役場（本庁舎）	12	215,075,600
R2	○	甘楽町役場（本庁舎）		

工事台帳一部抜粋

(2) 設計図書及び工事請負業者一覧表

工事台帳については、公共下水道（特環含む）・農集排の整備実施期間内について廃棄済みのものもあるため、現在ある設計図書等について確認を行った。

設計図書の保管場所は、公共下水道（特環含む）については、甘楽町役場（本庁舎）書庫及び甘楽町善慶寺・国峰地区汚水処理施設に保管されている。農集排については、それぞれの区域の汚水処理施設に保管されている。

平成元年以前は設計図書もないため、データで保存されている公共下水道事業工事請負業者一覧表を収集し、設計図書と併せて、工事台帳が無い年度の工事情報の補完資料とする。



天引地区農集排処理施設



天引地区出来高設計図書保管場所



城南上野地区農集排処理施設



城南上野出来高設計図書保管場所

平成元年度 公共下水道事業 工事請負業者一覧表							
NO	工種	地区	請負額 (千円)	請負業者名	工期	当年度納付状況	備考
1	管渠敷設		65,863,000	(株)藤川工務所	H1元 7.24 H12 2.28	H1元 7.24 H12 2.28	
2	貯留槽		28,029,000	(株)高井建設	H1元 9.22 H2 3.22	H1元 9.22 H2 3.22	
3	汚穢処理水排水		37,145,000	(株)高井建設	H1元 11.24 H2 3.22	H1元 11.24 H2 3.22	
4	設計委託		9,300,900				
5							
6		公共下水	101,233,800				
7		雨水	37,145,000				
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

公共下水道事業工事請負業者一覧表

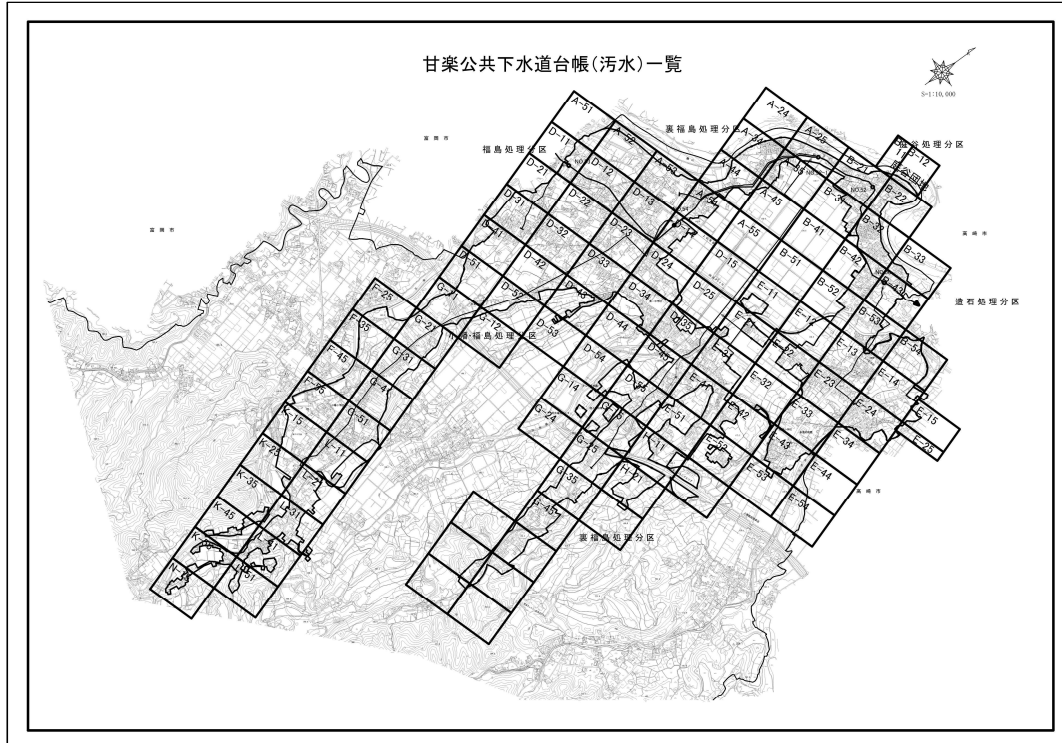
表 4-4-3 設計書及び本数

年度	公共・特環			農集		
	有無	資産取得額が把握できる資料	件数(件)	有無	資産取得額が把握できる資料	件数(件)
S62	○	公共下水道事業 工事請負業者一覧表	3	-	-	-
S63	○	公共下水道事業 工事請負業者一覧表	3	-	-	-
H1	○	公共下水道事業 工事請負業者一覧表	4	-	-	-
H2	○	出来高設計図書	5	-	-	-
H3	○	出来高設計図書	5	○	出来高設計図書	3
H4	○	出来高設計図書	10	○	出来高設計図書	7
H5	○	出来高設計図書	10	○	出来高設計図書	7
H6	○	出来高設計図書	15	○	出来高設計図書	5
H7	○	出来高設計図書	10	○	出来高設計図書	1
H8	○	出来高設計図書	10	○	出来高設計図書	3
H9	○	出来高設計図書	15	○	出来高設計図書	8
H10	○	出来高設計図書	5	○	出来高設計図書	9
H11	○	出来高設計図書	5	○	出来高設計図書	5
H12	○	出来高設計図書	10	○	出来高設計図書	7
H13	-	-	-	○	出来高設計図書	6
H14	-	-	-	○	出来高設計図書	6
H15	-	-	-	○	出来高設計図書	3
H16	-	-	-	○	出来高設計図書	4

(3) 下水道台帳

下水道台帳（公共・特環・農集排）は GIS システム化はされていないが、デジタル化を進めており、図郭ごとに CAD データ化する予定である。

なお、このデジタル化は、住民サービスの向上や維持管理の効率化もあるが、今後の法適用に活用することも踏まえており、順次対応を図るものである。



下水道台帳一部抜粋

(4) 決算統計資料

本町の下水道事業（公共・特環・農集排）における決算統計資料は、平成 17 年度までは、紙ベースで甘楽町役場（本庁舎）書庫に保存されている。平成 18 年度以降は電子データで保存されている。

平成 18 年度～平成 30 年度の電子データを入手した。

[620916] 10 施設及び業務概況に関する調

1.7.1 下水道事業 (公共下水道事業)

10 施設及び業務概況に関する調

項目	単位数	金額	単位
1. 建設事業費	0.1	3021110	(1)
2. 大正			
3. 昭和			
4. 平成			
5. 令和			
6. 令和			
7. 令和			
8. 令和			
9. 令和			
10. 令和			
11. 令和			
12. 令和			
13. 令和			
14. 令和			
15. 令和			
16. 令和			
17. 令和			
18. 令和			
19. 令和			
20. 令和			
21. 令和			
22. 令和			
23. 令和			
24. 令和			
25. 令和			
26. 令和			
27. 令和			
28. 令和			
29. 令和			
30. 令和			
31. 令和			
32. 令和			
33. 令和			
34. 令和			
35. 令和			
36. 令和			
37. 令和			
38. 令和			
39. 令和			
40. 令和			
41. 令和			
42. 令和			
43. 令和			
44. 令和			
45. 令和			
46. 令和			
47. 令和			
48. 令和			
49. 令和			
50. 令和			
51. 令和			
52. 令和			
53. 令和			
54. 令和			
55. 令和			
56. 令和			
57. 令和			
58. 令和			
59. 令和			
60. 令和			
61. 令和			
62. 令和			
63. 令和			
64. 令和			
65. 令和			
66. 令和			
67. 令和			
68. 令和			
69. 令和			
70. 令和			
71. 令和			
72. 令和			
73. 令和			
74. 令和			
75. 令和			
76. 令和			
77. 令和			
78. 令和			
79. 令和			
80. 令和			
81. 令和			
82. 令和			
83. 令和			
84. 令和			
85. 令和			
86. 令和			
87. 令和			
88. 令和			
89. 令和			
90. 令和			
91. 令和			
92. 令和			
93. 令和			
94. 令和			
95. 令和			
96. 令和			
97. 令和			
98. 令和			
99. 令和			
100. 令和			

[620916] 21 費用構成表

1.7.1 下水道事業 (公共下水道事業)

21 費用構成表

項目	金額	単位数
1. (1) 基本給	0.1	2,872
2. (2) 手当		1,141
3. (3) 賃金		103
4. (4) 退職給付金		143
5. (5) 法定福利費		884
6. (6) 計		4,897
7. 支払利息		82,469
8. (1) 地方債利息		82,469
9. (2) 一時払支払利息		89
10. (3) 総合勘入金等利息		110
11. 電力費		1,172
12. 水熱水費		110
13. 燃料費		110
14. 雑費		239
15. 材料費		110
16. 薬品費		117
17. 労務費		110
18. 委託料		1,748
19. 雑費		110
20. 雑費		110
21. 雑費		110
22. 雑費		110
23. 雑費		110
24. 雑費		110
25. 雑費		110
26. 雑費		110
27. 雑費		110
28. 雑費		110
29. 雑費		110
30. 雑費		110
31. 雑費		110
32. 雑費		110
33. 雑費		110
34. 雑費		110
35. 雑費		110
36. 雑費		110
37. 雑費		110
38. 雑費		110
39. 雑費		110
40. 雑費		110
41. 雑費		110
42. 雑費		110
43. 雑費		110
44. 雑費		110
45. 雑費		110
46. 雑費		110
47. 雑費		110
48. 雑費		110
49. 雑費		110
50. 雑費		110
51. 雑費		110
52. 雑費		110
53. 雑費		110
54. 雑費		110
55. 雑費		110
56. 雑費		110
57. 雑費		110
58. 雑費		110
59. 雑費		110
60. 雑費		110
61. 雑費		110
62. 雑費		110
63. 雑費		110
64. 雑費		110
65. 雑費		110
66. 雑費		110
67. 雑費		110
68. 雑費		110
69. 雑費		110
70. 雑費		110
71. 雑費		110
72. 雑費		110
73. 雑費		110
74. 雑費		110
75. 雑費		110
76. 雑費		110
77. 雑費		110
78. 雑費		110
79. 雑費		110
80. 雑費		110
81. 雑費		110
82. 雑費		110
83. 雑費		110
84. 雑費		110
85. 雑費		110
86. 雑費		110
87. 雑費		110
88. 雑費		110
89. 雑費		110
90. 雑費		110
91. 雑費		110
92. 雑費		110
93. 雑費		110
94. 雑費		110
95. 雑費		110
96. 雑費		110
97. 雑費		110
98. 雑費		110
99. 雑費		110
100. 雑費		110

総務省決算状況調査表抜粋

(5) 消費税申告書

消費税申告書は、後述する財源の圧縮処理を行う為に必要となる。本町においては、関連資料（消費税総括表等）あるいは消費税確定申告書として、電子データ及び紙ベースで保管されている。

甘楽町公共下水道事業 23. 4. 1 24. 3. 31 GK0301
 第27-11号様式 法人 9990
 税務専任者 一連番号 01 0930521
 納税 12 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
 名称 甘楽町 公共下水道事業
 代表者氏名 甘楽町長 茂原 荘一
 経理担当氏名 新井 大雄
 平成 23 年 4 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(概算)申告書
 至 平成 24 年 3 月 31 日

課税標準額	2,840,800	課税標準額の適用	有
控除額	1,154,100	控除額の適用	有
課税額	1,686,700	課税額の適用	有
地方消費税額	70,586,351	地方消費税額の適用	有
合計	72,273,051		

この申告書による消費税の税額の計算
 課税標準額 ① 2,840,800
 控除額 ② 1,154,100
 課税額 ③ 1,686,700
 地方消費税額 ④ 70,586,351
 合計 ⑤ 72,273,051

この申告書による地方消費税の税額の計算
 課税標準額 ① 2,840,800
 控除額 ② 1,154,100
 課税額 ③ 1,686,700
 地方消費税額 ④ 70,586,351
 合計 ⑤ 72,273,051

甘楽町公共下水道事業 24. 4. 1 25. 3. 31 GK0301
 第27-11号様式 法人 9990
 税務専任者 一連番号 01 0930521
 納税 12 群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡161番地1
 名称 甘楽町 公共下水道事業
 代表者氏名 甘楽町長 茂原 荘一
 経理担当氏名 新井 大雄
 平成 24 年 4 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書
 至 平成 25 年 3 月 31 日

課税標準額	2,840,800	課税標準額の適用	有
控除額	1,154,100	控除額の適用	有
課税額	1,686,700	課税額の適用	有
地方消費税額	70,586,351	地方消費税額の適用	有
合計	72,273,051		

この申告書による消費税の税額の計算
 課税標準額 ① 2,840,800
 控除額 ② 1,154,100
 課税額 ③ 1,686,700
 地方消費税額 ④ 70,586,351
 合計 ⑤ 72,273,051

この申告書による地方消費税の税額の計算
 課税標準額 ① 2,840,800
 控除額 ② 1,154,100
 課税額 ③ 1,686,700
 地方消費税額 ④ 70,586,351
 合計 ⑤ 72,273,051

15,454 = 2,337,500
 加算は甘楽町会計管理室で決算した

消費税確定申告書

(6) 公債台帳

公債の内容については、償還年月日順一覧表と総務省決算状況調査表「第 24 表」より把握する。

Table with columns: 借入番号, 借入区分, 借入先名称, 目的区分, 目的名称, 借入年次, 償還年次, 償還期, 借入金額, 借入残高, 償還済金額, 未償還金額, 償還済年次, 借入済年次, 借入済金額, 借入済残高, 借入済年次, 借入済金額, 借入済残高, 借入済年次, 借入済金額, 借入済残高. This is a detailed ledger of public debt.

償還年月日順一覧表

Table titled '24 地方債に関する調' (Survey on Local Government Bonds). It contains two main tables showing bond details by category and maturity date, and a summary table at the bottom right showing totals for various categories. Includes a small note about the survey's purpose.

総務省決算状況調査表「第 24 表」

(7) 備品台帳

備品台帳として整理は行われておらず、各備品について価格表が作成され整理されている。したがって、この備品価格表のほか公有財産台帳等の資料及び現地確認にて各備品をリストアップし、整理していくものとする。

(8) 土地台帳

土地台帳は、下水道施設を整備するために必要な土地について、場所と取得金額を整理する。取得金額については、会計移行年度の地価額とする。

本町では、公共下水道事業関連で保有する土地資産はないが、農業集落排水事業については各地区とも処理施設を保有している。

前述したとおり農集排水事業のうち城南上野地区及び天引地区は、法適用となる令和 6 年度までに順次、公共下水道事に編入となり、処理場用地は町に移管され、防災倉庫等で再利用される予定である。ただし、善慶寺・国峰地区については、法適用後も数年は農業集落排水事業として運営していくことから、善慶寺・国峰地区の処理施設用地を計上する。

(9) 国庫補助申請書

国庫補助金などの助成金については、国庫補助申請書類や総務省決算状況調査表より把握するものとする。国庫補助申請書類については善慶寺・国峰地区汚水処理場に保管されている。

(10) その他資産に係る資料

不明資産の取り扱いを決定する資料として、水道課が有する各種記録を随時参照するものとする。

例えば下水道施設自費工事関係綴などの資料は、自費工事における工事年度や工事位置、請負額の補完を行うことが可能である。